

中島村第5次総合振興計画

2013～2022

後期基本計画

(平成30年度～平成34年度)



中島村



ごあいさつ

平成30年4月吉日
中島村長 加藤幸一

中島村第5次総合振興計画は、平成34年度を目標年度として平成24年度に策定してから5年間の経過がありました。

この間、人口減少の克服が日本全体の課題となるなど、本村を取り巻く社会経済情勢は大幅に変化して来ました。

このため、これらの変化に対応し、また、基本構想に定める「みんなが主役 笑顔あふれる 美しきなかじま」を実現するために、平成30年度から5年間の「後期基本計画」を策定しました。

策定にあたっては中島村総合開発審議会に諮問のうえ策定したものです。

平成30年度からの後期基本計画では、宅地造成の施策などを、新たな施策として掲げています。

村民の皆様の暮らしの安心と豊かさ、村の元気と活力を醸成し、これからも住み続けたいと実感できる村にしてい くため、この後期基本計画を着実に推進してまいります。



分野 ① 防災

基本目標 I 安全で安心して暮らせる村づくり

施策 1 防災意識の高揚

施策の目的

災害発生においては、住民の自助・共助を引出す自主防災活動が大きな力を発揮することから、防災意識の普及啓発に努めるとともに、防災訓練の実施により、減災意識の高揚を図り地域の防災力強化を目指します。

施策の現状

住民の生命と財産を守るためには、大規模自然災害等を想定した防災基盤の整備充実を図って行く必要があります。

一方で、社会の各主体は、災害に対しては施設だけでは守りきれないとの危機感を共有することも重要です。このため、それぞれが災害に備え、また相互に連携を図りながら協働して立向う社会を構築しなければなりません。

施策の課題

近年、各地で大規模な自然災害が発生し、自力で避難が困難な方々が被災者となっています。

こうしたなか、地域や近隣住民が助け合うという考え方にに基づき「避難行動要支援者」への支援が適切かつ円滑に実施されることが期待されます。

主な取り組み

① 広報活動の充実

災害時の被害を最小限にするため、広報紙への掲載及びリーフレット等の配布を行い、「自助」・「共助」・「公助」の中で最も基本的な「自助」の意識高揚を図ります。

② 防災教育の充実

防災に対する、平時からの備えや災害が起こった際の行動について、あらゆる機会を通じて啓発に努め、住民の防災意識向上を図ります。

③ 防災訓練の充実

大規模な災害の発生を想定し実施される地域総合防災訓練に参加するとともに、避難行動要支援者を含めた防災対策の習熟及び連絡協調体制の確立を図るため、村単独での防災訓練実施を検討します。

④ 各行政区防災行動計画の作成支援

災害時の各行政区での行動組織体制、行動計画を整備し「自助」・「共助」の意識高揚を図ります。

また、Jアラート発令時及び被害発生時の行動計画も併せて検討します。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
防災訓練	地域防災訓練実施（県南地区合同） 村単独防災訓練	0回 未実施	1回（H31実施） 1回（H34までに）
行動計画作成	行動計画作成支援	0箇所	11箇所



分野 ① 防災

基本目標 I 安全で安心して暮らせる村づくり

施策 2 防災体制の充実

施策の目的

2011年に発生した東日本大震災のような大規模災害や、火災・事故などから村民の生命財産、暮らしを守るため、防災体制の充実強化を図ります。また、社会状況の変化に合わせ、必要に応じ地域防災計画^{*1}の見直しを行います。

施策の現状

災害情報の迅速で確実な把握・伝達手段として防災行政無線の整備（全戸個別デジタル受信機更新）、火災情報等メール配信システムの整備、地域防災計画の見直し、洪水ハザードマップ作成等前期計画の中で防災体制の充実強化が図られました。

施策の課題

近年は災害の形態も変化してきており、これまでの本村における取組に加え、更に地域の防災力を高めるためハード・ソフト両面から強化を図る必要があります。

災害時の隣近所同士等による避難行動要支援者への対応体制整備も課題となっています。

災害応援協定締結については、現在南会津郡と協定締結しておりますが、さらにリスクマネジメント^{*2}を進めるため新たな締結先の検討も必要です。

【地域防災計画^{*1}】 災害対策基本法に基づき、防災に対する業務を具体的に定めた計画。

【リスクマネジメント^{*2}】 リスクが起こった場合の損害を最小限に食止めるための対応。

主な取り組み

① 自主備蓄の充実

村では災害に備えて食糧・飲用水・生活必需品・救助用資機材・医療防疫用資機材・燃料等の備蓄を検討するとともに、一般家庭や事業所等において最低3日以上（7日以上が望ましい）の食糧、飲料水及び生活必需品の備蓄を推進します。

② 総合防災マップの作成検討

東日本大震災や台風、局地的大雨による洪水被害など、各地で自然災害が多く発生しており、日ごろから災害に対する備えを進めておく必要があります。村ではこれまで洪水やがけ崩れのハザードマップを作成し防災情報を周知してきましたが、それら災害防災情報を併せた総合防災マップの作成を検討します。

③ 自主防災組織の充実

災害時に村民同士が助け合う「共助」の意識を浸透させ、村民の防災意識の高揚を促しながら、自主防災組織などの自主的な防災活動を支援・促進します。

④ 地域防災計画の見直し

国県の動向や過去の災害対策の反省を踏まえながら、避難行動要支援者名簿整備など、当村にとって特に注意すべき災害に対応できる様、中島村地域防災計画の見直しを随時迅速に行います。

⑤ 災害応援協定締結の推進

南会津郡との自治体間で災害時に互いに援助しあうことを目的とした災害応援協定を締結していますが、村では大規模災害時等に迅速に応急対応を行えるよう、さらに各種事業者（民間企業）、団体、他の行政機関等との応援協定締結を推進します。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
自主防災組織の確立	自主防災組織の数	3団体	5団体



分野 ① 防災

基本目標 I 安全で安心して暮らせる村づくり

施策 3 災害対策

施策の目的

地震や台風・豪雨等による水害・土砂災害から人的・物的被害を最小化するため、斜面整備及び排水路の整備を図り、減災に努めます。

施策の現状

中島村では東日本大震災によるがけ地の崩壊や集中豪雨による水害が発生しています。そのため、土砂災害警戒区域^{*1}やそれに準ずるような箇所について、台風や豪雨の際の状況確認を徹底し、災害に対する警戒を行っています。

施策の課題

土砂災害警戒区域やそれに準ずる箇所などでの、災害に対する意識の啓発に努めることが課題です。

また、大雨による家屋等の浸水被害の軽減・未然防止を図るための排水路整備には、多額の事業費を要するため、補助事業等を活用した長期的な計画を作成し、減災に努めることが求められています。

【土砂災害防止区域^{*1}】土砂災害が発生するおそれがあり、各種対策を講じる必要がある区域。

主な取り組み

① 土砂災害からの安全確保

土砂災害ハザードマップによる危険個所の周知を徹底し、人災等の未然防止に努めます。

また、がけ地の崩壊等から居住者の安全を確保します。

② 災害に強い排水路の整備

集中豪雨等による水害から生命・財産を守るため、災害に強い排水路の整備を検討します。

③ 阿武隈川の河川改修

大雨時に氾濫し、水害を引き起こす阿武隈川の河川改修を県に強く要望し、村民の生命と財産の保護に努めます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
集中豪雨等基本調査	基本調査対象地区（栄田地区・前田地区）	0地区	2地区
排水路整備調査	整備調査対象地区（村全域）	0地区	1地区



分野 ② 消防

基本目標 I 安全で安心して暮らせる村づくり

施策 4 消防体制の確立

施策の目的

村民が安心して暮らせるよう、消防施設及び資機材の充実を図り消防体制の充実を目指すとともに、地域における初期消火等の防災活動は極めて重要なことから、自主防災組織、事業所の自衛消防組織などの育成と連携に努めます。

施策の現状

産業構造の変化に伴う消防団員の就業形態の変化、さらに地域活動参加への義務感の希薄化といった現象等により、消防団を取り巻く環境は大きく変化し、年々団員の確保が困難になって来ています。

また、消防団の装備機材更新については消防車両、消防屯所等計画的に整備が進められています。

施策の課題

消防団員については各地区の自助努力により確保されていますが、被雇用者の占める割合の増加により団員確保が次第に困難になってきています。

また、勤務先が村外である団員の増加等により昼間の活動団員が減少しており、日中の消防体制強化が求められています。

主な取り組み

① 消防施設の更新

火災発生時に備え消防車両を整備・更新するとともに、迅速な消火活動が行えるよう、消火栓格納箱・消火栓標識等の施設や消防水利施設の更新に努めます。

② 消防団員の確保

就業構造の変化により、村の消防団員も事業所等に勤務している被雇用者が多くを占めています。事業主に消防団の活動に対する理解を働きかけて団員の定員確保に努め、地域の消防力を高めます。

③ 消防支援体制の強化

現状において消防団員の多くが村外勤務者であることから、日中の消防活動体制を強化するため、自主防災組織への支援を検討します。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
消防車両の更新	ポンプ車の更新	—	1台
	小型動力ポンプの更新	—	3台



分野 ③ 防犯

基本目標 I 安全で安心して暮らせる村づくり

施策 5 防犯体制の充実

施策の目的

関係機関との連携のもと、防犯意識の啓発や防犯施設の整備などを進めます。また、村民の自主的な防犯活動を促し、地域に根差した防犯運動の促進に努めます。

施策の現状

社会情勢の変化に伴い犯罪件数の増加が懸念されています。

村では地域団体による防犯パトロール等により防犯体制の強化に努めていますが、中島村では平成28年に街頭犯罪*1が13件発生しています。これは前年と比較して1件の増加となっています。

また、全国的に被害が大きくなっている振り込め詐欺による犯行は、手口の複雑・巧妙化した生活犯罪となっており、特に高齢者が被害に遭わないよう継続して啓発活動を行います。

施策の課題

近年、スマートフォンやパソコンなどの普及により、インターネットに絡むトラブルやサイバーテロ犯罪などが増加しています。

このような犯罪に村民が巻き込まれないために、引き続き、防犯意識の高揚を図り、地域における自主的な防犯パトロールや啓発活動を進めます。

また、防犯協会、行政区、青少年問題協議会などと連携強化し、犯罪が発生しにくい環境の整備を推進します。

【街頭犯罪*1】 自販機ねらい・車上ねらい・自転車盗・自動車盗・万引き等街頭で発生する犯罪。

主な取り組み

① 防犯施設の整備

防犯協会等を核として、家庭や地域、関係機関と連携し、防犯活動、防犯体制の充実を図るとともに、村民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めます。防犯施設については行政区要望に基づく防犯灯の整備を進め、夜間の犯罪防止を推進します。

② 防犯診断の実施

村内全世帯の防犯診断を実施し、家庭の防犯力を高めます。

③ 防犯組織の連携強化

地域が主体となる防犯体制の確立に向けて、地域の自主防犯組織の育成や、地域コミュニティ活動等の支援を進めていきます。

また、犯罪予防に向けて村防犯協会、白河地区防犯指導隊中島分隊、その他関係機関と連携を強化し防犯環境の向上に努めます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年	平成34年
犯罪発生件数	街頭犯罪の発生件数（年間）	13件	減少（平成28年比）



分野 ④ 交通

基本目標 I 安全で安心して暮らせる村づくり

施策 6 交通安全対策

施策の目的

交通安全施設*1を計画的に整備するとともに、地域や学校などとの連携を強化し、交通事故の発生抑止に努めます。

施策の現状

村では、中島村交通安全協会などの推進団体を中心に、各季節の交通安全運動での街頭指導をはじめ、交通安全パレードなどの啓発活動を行うとともに、年間を通じて村民総ぐるみの交通安全運動を推進しています。

また、カーブミラーや白線等交通安全施設の新設や更新及び修繕を行い、交通安全及び交通の円滑化を図っています。

施策の課題

高齢化が進行する中、高齢者を対象とした交通安全講習会を充実するなど、高齢化に対応した交通安全対策を的確に実施していくことが重要であり、今後も引続き、学校や地域等と連携しながら総合的に取り組んでいく必要があります。

さらに、安全な交通環境を確保するためには、危険な個所へのカーブミラーや防護柵等の設置をはじめ、見通しの悪い交差点の改良など、交通安全施設の整備を計画的に進めて行く必要があります。

【交通安全施設*1】信号機、車両感知器、交通情報板、道路標識、道路標示等の施設の総称。

主な取り組み

① 交通安全施設の整備

村内で交通事故が発生した箇所の現状を改めて確認分析し、事故多発地点、通学路、その他交通の安全を確保する必要がある道路について、関係機関と協議しながら道路標示の整備、カーブミラー、ガードレール等の修繕や更新に努めます。

② 交通安全教室の開催

交通安全教室は参加・体験・実践型の学習方法をこれまで同様に積極的に活用し、受講者が道路を安全に利用するための技能および知識の効果的な習得を図ります。

また交通安全教室を実施する関係団体での情報共有・資材の利活用、出前講座等による講師派遣により相互連携を図りながら交通安全教室を効率的に推進するとともに、受講者の年齢等参加の実態に応じた交通安全教室を実施します。

③ 交通安全広報活動の充実

交通安全に関する広報については、村広報紙やインターネット等を通じた広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施し、さらには村内小学校児童による交通安全パレードの実施により、地域の交通安全意識の高揚を図ります。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年	平成34年
交通事故件数	年間事故発生件数	8件	減少（平成28年比）



分野 ① 住民参画

基本目標 II 村民総参加による村づくり

施策 7 地域コミュニティの活性化

施策の目的

村民活力が発揮され、地域のつながりにより住みよい社会が実現されるよう、行政区や地域づくり団体等と連携・協力して地域コミュニティの活性化を図ります。

施策の現状

地域との関わりや社会への関心が薄らいできている中で、地域のつながりの大切さが見直されており、また、地域の課題解決の場として、コミュニティの重要性が再認識されています。特に東日本大震災以降、互いに支え合う地域の必要性を求める声が多く聞かれます。

施策の課題

本村では、コミュニティ活動団体として行政区や地域づくり団体等がありますが、後継者問題、活動への理解不足などの諸問題を抱えております。昔から伝わる伝統的な祭りや盆踊り等への参加者も年々減少傾向にあります。

また、各種団体・委員会の女性委員の比率が低いことから、女性の参加機会を確保する必要があります。

主な取り組み

① 行政区組織の機能強化

本村のコミュニティの一翼を担う「地域行政区」は現在11あり、その規模や実態はさまざまですが、村民参画によるまちづくりを進めていくために、この「地域行政区」が重要な役割を担っており、引き続き支援を継続します。

また各行政区に担当職員を配置し、行政区及び地域への情報提供並びに助言等を行います。

② 行政区総合計画見直しの支援

平成25年度、平成26年度に策定した各行政区総合計画の見直しが必要となるため、行政区と行政双方が連携し計画の見直しを行います。

③ コミュニティ助成の継続

人口減少の中で協働によるむらづくりの推進を図り、地域におけるセイフティネットの構築や自発的に地域づくりに取り組む活動に対し、引き続き「なかじまむらづくり支援事業」を実施します。

④ 村政及び各種委員会・団体等における男女共同参画の推進

男女平等の考え方は以前に比べ前進しているものの、固定的な性別に基づく役割分担意識が根強くあるため、これらを解消するためあらゆる場を通じて広報・啓発活動を総合的に実施します。

また、現状では少数である各種団体の女性リーダーを増やすための環境づくりに取り組めます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
行政区総合計画の見直し	全11行政区	0区	11区
女性委員（役員）比率	村政及び各種委員会・団体	19.3%	20%
コミュニティ助成の継続	むらづくり支援事業取組み数	7件	11件



分野 ① 住民参画

基本目標 II 村民総参加による村づくり

施策 8 ボランティア組織の支援

施策の目的

福祉・教育・文化等の分野で活動するボランティア団体の支援を充実するとともに、より自立した活動を希望する団体へNPO法人化を積極的に支援します。

施策の現状

ボランティア組織は福祉・子育て・教育等の分野で活動していますが、各組織の体力が十分でなく支援を強化する必要があります。

また、村内に拠点を置くNPO法人*1はまだなく、さらにきめ細かく共助の仕組みを根付かせ、協働意識の醸成を図って行くことが求められています。

ますます多様化するニーズに応え、支援の強化を推進する上において、NPO法人・ボランティア団体の設立が期待されています。

施策の課題

村内で活動する各種ボランティア団体に対するより一層の支援強化が必要です。また、NPO法人については、設立に向け認証手続きに関わる支援や情報提供などを積極的に行うことが課題です。

また、それぞれのボランティア団体の目的、活動内容が必ずしも広く周知されていないこと、団体相互の連携が十分でないことなどが課題です。

【NPO法人*1】NPO法に基づいて法人格を認証された民間非営利団体。

主な取り組み

① NPO法人の設立・活動支援

各分野で活動するボランティア団体等でNPO法人格を取得し、より自立した活動の展開をめざす組織に対し、手続きの支援を行います。

② ボランティア団体の育成・活動支援

地域福祉の充実に欠かせないボランティア団体及び参加する人材の育成を、社会福祉協議会と共同し推進します。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
ボランティア組織	組織数	7団体	10団体
NPO設立支援	支援件数	0件	1件



分野 ① 住民参画

基本目標 II 村民総参加による村づくり

施策 9 人材育成の推進

施策の目的

地域や企業又は各産業等あらゆる分野において、次代を担う人材を育成することが求められており、多様な主体の参画のもと社会全体で人材育成に取り組みます。

施策の現状

中島村では、次代の人材育成活動として、中学生のマレーシア修学旅行の実施、小学生の異文化体験、住民を対象に人材育成講演会、新規就農者支援、地域づくり活動支援を通しての人材育成を実施しています。

また、生涯学習活動を通じての仲間づくり、リーダー育成も行われています。

施策の課題

村づくりが実質的な推進力を保つためには、地域における人材の確保・育成が必要であり、特に地域をまとめ先頭に立って引っ張っていくリーダーの育成が不可欠です。

自ら積極的に村づくりに参加する人材を育成するため、新たな組織の設立検討が必要です。

また、地域に根つきながらも広い視野を身につけた人材を育成するため、既存の枠にとらわれず新たな国際・国内交流を推進していくことが課題です。

主な取り組み

① 将来を担う人材育成の推進

現在活躍しているリーダー的な人材は、定年後間もない方や家庭の主婦などが少なくないことから、このような年代層を重要な資源ととらえつつ、現役世代の参加を促すよう、既存の型にとらわれない人材育成や交流を推進します。

② 後継者の育成

地域における後継者育成は、教育機関・企業・行政・住民自身など多くの関係者がパートナーシップを持ち取組む仕組みが必要で、農業・商工業をはじめとする地場産業に希望を持ち、自立できる人材育成に努めるとともに、生涯学習・スポーツ・伝統文化などの分野において受け継がれてきた有形無形の財産が失われることのないよう後継者の育成を支援します。

③ 国際・国内交流の推進

文化・教育・スポーツ・産業等各分野での民間交流をはじめ、都市との交流、国際交流を推進することにより、幅広い視野と豊かな人間性を育む機会を充実し地域の活性化を図ります。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
国際交流活動	交流活動数	2回	4回



分野 ② 情報

基本目標 II 村民総参加による村づくり

施策 10 行政情報の充実と推進

施策の目的

村民の村政への理解と信頼を深めるため、公平・公正で開かれた村政推進を目指し、さらにわかりやすい情報提供に努めていきます。

施策の現状

村民への広報媒体として、広報なかじま・村ホームページ・議会だより等を通じて情報の提供を行っています。

これらは認知度が高く、今後も身近な情報源として、内容の充実が求められています。

また、村内への情報だけでなく、シティプロモーションの視点からのPRに努める必要があります。

施策の課題

行政区未加入世帯の増加により、郵送コストが増加傾向にあり、新たな配布方法を検討しコスト削減を図る必要があります。

また、村民の意見を聞き村政に反映させるため広聴活動として村ホームページの充実、パブリックコメント*1・村民アンケート調査などの検討が必要です。

【パブリックコメント*1】政策立案の際、公に広く意見等を求める制度

主な取り組み

① 広報紙の活用と充実

広報紙を情報伝達媒体としてより一層活用し、行政情報の提供に努めるとともに、体裁面及び内容面においてさらなる充実を図ります。

② 広報紙の配布方法検討

行政区未加入世帯数が増加傾向にある現状をふまえ、ネット配信等を活用したより効率的な配布方法を検討します。

③ 情報通信技術の利活用

情報通信技術（ICT）の利活用により村民が利用しやすい電子申請サービス、公共施設での公衆無線LANサービスの整備充実を検討します。

④ 議会からの情報発信

現在ホームページで公開している議会だよりや議事録に加え、議会中継等による議会からの情報発信を検討します。

⑤ 広聴活動の推進

広く村民の意見を村政へ反映させるため、村民意識調査の検討、パブリックコメントの充実を図ります。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
広報紙の配布	配布率	82%	95%
ホームページのアクセス数	年間アクセス数	35万件	50万件
村民意識調査	村民アンケート	0回	1回



分野 ③ 行政改革

基本目標 II 村民総参加による村づくり

施策 11 行政改革の推進

施策の目的

事務執行の改善や民間事業者の効率的な活用を図り、行政サービス向上に努めるとともに、開かれた村政を実現するため村民の意見を村政に反映することを目指します。

施策の現状

人口減少・少子高齢化・地方分権の進展に伴い、限られた資源（人・モノ・カネ・情報）を有効に活用するため、効果的で効率的な行政運営に取り組んできました。

また、厳しい財政状況の中で行財政改革に取り組み、最少の経費で最大の効果を上げる努力をしていますが、ますます多様化・複雑化する住民ニーズや行政課題に対応するため、いままで以上の創意工夫が求められています。

施策の課題

現在も民間等へ一部の事務・事業を委託していますが、さらなる見直しを進めてコスト削減を図るとともに、事務事業の見直し、行政の情報化による効率的な事務管理、組織改革や職員の人材育成等による質の向上が必要です。

また、事業や施策の外部評価を行い開かれた村政を目指す必要があります。

【PDCAサイクル^{*1}】 P（計画）→D（実行）→C（評価）→A（改善）の4つのサイクル。

主な取り組み

① 行政サービスの効率化

事務・事業を見直し、公益性に十分配慮しながら、コスト削減やサービス向上が見込まれる事業については外部委託を検討し、行政サービスのさらなる効率化を図ります。

② 政策評価システムの確立

政策の質と有効性を高めるため、村民による外部からの評価と、行政による内部管理評価を反映させたPDC Aサイクル*1の確立に努めます。

③ 人事評価制度の充実

職員一人ひとりの能力・実績を公平に評価し、人材育成を図るため人事評価制度を検証し整備を進めます。

④ パブリックコメント制度の導入

施策予定事業の早期情報発信に努め、村民各位からの有益な提案や幅広い意見を効果的・具体的に村政に反映させ、村民の行政への参画の推進に努めます。

⑤ 柔軟な組織づくりの推進

新たな行政課題や複雑・多様化する村民ニーズに迅速に対応できる簡素で応答性の高い柔軟な組織にするとともに、総合的・機能的な施策の推進を図るため、現行の組織にとらわれない横断的な組織の活用を進めます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
施策レベルの評価システムの外部評価	外部評価の実施	未実施	実施



分野 ④ 健全財政

基本目標 II 村民総参加による村づくり

施策 12 財政健全化の確保

施策の目的

行政運営において村税は適切かつ公平に課税・徴収しなければならないことから、課税客体*1を的確に把握するとともに収納率の向上に努めます。

施策の現状

中島村の平成28年度歳入のうち、自主財源*2とされるものは全体の2割程度で、3～4割を地方交付税が占めているのが現状です。

財政力の向上・健全化には自主財源の確保及び拡大が必要となりますが、税外収入確保のためふるさと納税事業の取組みも開始しました。

税収については、景気の低迷などにより伸びず、近年の財政は横ばいの状況です。

施策の課題

平成28年度決算実質公債比率は9.1%と起債許可基準である18%を下回りました。今後も財政力の強さを示す財政力指数は、横ばいで安定し推移するものと予想されます。

しかし今後、社会保障費や公共施設等の老朽化対応などの行政需要増大が予想されるため、安定的な自主財源の確保や堅実な管理計画に基づく財政運営が求められています。

【課税客体*1】 租税を賦課する対象となる物や行為等のこと。

【自主財源*2】 地方公共団体が自主的に収入しうる財源。

主な取り組み

① 補助金適正化検討委員会の有用化

補助金・受益者負担の各適正化検討委員会について、多様な視点で妥当性を検証するため、構成員の多様性に努め委員会の有用化を図ります。

② 健全財政の継続

歳入の確保を図るため口座振替制度を推進していくとともに、納税者の利便性を考慮し平成29年度より開始したコンビニ収納の充実など、さらに納税しやすい環境の整備に努めます。

また、税や使用料の未納対策を推進し、公平性の確保に努めるとともに財政の健全化を図ります。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
経常収支比率 (3ヶ年平均)	収入に対しての経常的経費の占める割合	83.4%	80.4%(過去3ヶ年の平均)
実質公債比比率 (3ヶ年平均)	収入に対する負債返済の割合	9.1%	8.8%(過去3ヶ年の平均)



分野 ① 子育て

基本目標 Ⅲ 子どもを育み生涯学べる村づくり

施策 13 子育て支援の推進

施策の目的

子育ての悩み等を気軽に相談できるように、地域全体での子育てサポート体制の確立を目指します。

施策の現状

核家族化や少子化をはじめ、女性の社会での活躍が求められるなど、複雑化する社会の中で、様々なニーズに対応した子育て支援が求められています。

また、赤ちゃん訪問や、すくすく教室の実施による情報提供、相談・助言支援などの実施を通して、育児や発達支援体制の充実を図っています。

施策の課題

子育ての支援は、父母やその他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有しますが、少子化の進行や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、取り巻く環境が厳しさを増してきております。

このような状況の中、子育て家庭が安心し、喜びを感じながら子育てができるよう、地域全体で支援する風土と仕組みが求められています。

主な取り組み

① 相談会の充実

各種の子育てサービスが利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配付等による情報提供に努めます。

また、現在実施している各種相談会の相談機能の充実を積極的に進めます。

② 地域交流の推進

子育て家庭を地域全体で支え、子育て支援の質と量を改善することで、子どもの健やかな育ちを目指します。

また、幼児教室や高齢者とのふれあいを通して地域との交流を深めるなど、各関係者との連携を一層密にしながら子育て支援の強化を図ります。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
乳幼児相談会（継続）	開催回数（年間）	12回	12回
幼児教室（継続）	開催回数（年間）	10回	10回



分野 ① 子育て

基本目標 Ⅲ 子どもを育み生涯学べる村づくり

施策 14 子育て環境の充実

施策の目的

安心して子どもを産み、育てることができるよう、家庭と地域が連携した子育てしやすい環境づくり、子どもがのびのびと成長できる環境づくりを目指します。

施策の現状

少子化対策は喫緊の課題となっています。本村において、出生率は7.8%（平成27年）となっており全国平均（8.0%）を下回る状況にあります。

核家族化の進行や共働き世帯の増加などもあって、子育て家庭の環境が大きく変化していることから、預かり保育*1を実施し、実情に応じた保育サービスを行っています。

また、放課後児童クラブでは小学1年生から6年生までを受け入れ、子育て家庭への支援を行っています。

施策の課題

これまで保育所・幼稚園の保育料・給食費の無料化、児童館の新設など子育て支援環境の充実に努めてきました。

今後も住み慣れた地域で、安心して子どもを育てることができるよう、環境の整備や相談・支援体制の充実が求められています。

また、家庭、地域、職場、行政、学校、保育所等様々な立場の人々が子育て支援に対する理解を深め、意識を共有して子育てしやすい環境づくりの推進を図ることが必要です。

【預かり保育*1】中島村では保育所（週3日で午前8時30分から午後4時30分まで）・幼稚園

でも午前7時30分から午後6時までに行っている。

主な取り組み

①保育所施設の整備充実

保育所の各施設内外の点検や整備を推進するとともに、所庭や遊具の充実を図り乳幼児の心身の育成に努めます。

②保育所一時預かり保育の充実

緊急時の一時預かり保育として、週3日（8時30分から4時30分）実施しておりさらに充実を図ります。

③幼稚園預かり保育の充実

預かり保育の希望者が増えていることから、定員増、施設の増改築の検討を行い、預かり保育（午前7時30分から8時30分及び午後1時30分から6時）と一時預かり保育（時間は同様）の充実を図ります。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
幼稚園預かり保育定員の見直し	定員見直し	80名	100名



分野 ① 子育て

基本目標 Ⅲ 子どもを育み生涯学べる村づくり

施策 15 子育て家庭の負担軽減

施策の目的

安心して子育てができるよう地域が一体となって子育てを支援する地域コミュニティの形成や子育て家庭が必要とする情報提供、各種相談体制、経済的支援の充実に努めます。

施策の現状

共働き世帯の増加への対応や育児不安の軽減・解消等、子ども・子育てに関する支援の必要性が一層高まる中、村では経済的負担の軽減を図るための支援として、乳幼児・児童の医療費助成や保育所保育料・幼稚園保育料及び給食費の無料化を平成27年度から開始し、村内外より注目を集めています。

施策の課題

厳しい経済状況が続くなか、保護者の子育てにおける経済的負担の軽減を図るため取り組んでいる保育料・給食費の無料化や、従来の乳幼児医療費制度の継続的な取り組みが求められています。

また、子育て環境が大きく変化する中で、子育てに不安をもつ親が増加しており、その不安を解消できる環境づくりが重要な課題です。

【特別支援教育連絡協議会*1】特別な教育的支援を必要とする子どもに適切な指導を行うための協議会。

主な取り組み

① 保育料等無料化の継続

子育て家庭への経済的支援として、保育所利用者負担額・延長保育料・幼稚園保育料・預かり保育料・一時預かり保育料、おやつ代給食費の無料化を継続します。

② 特別な援助を必要とする家庭への支援

対象となるひとり親家庭に引続き医療費の一部を助成し、健康と福祉の増進を図ります。また、関係機関と連携を図りながら特別支援教育連絡協議会*¹を中心に、特別な支援を要する児童生徒の把握に努め、速やかに適切な指導や支援を行います。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
保育料等の無料化	保育料等無料化の継続	実施	実施



分野 ② 学校教育

基本目標 Ⅲ 子どもを育み生涯学べる村づくり

施策 16 幼児教育の充実

施策の目的

幼児期を人間形成の基礎と位置づけ、幼稚園における幼児教育の充実や小学校教育との連携により、家庭における幼児教育の支援に努めます。

施策の現状

少子化・核家族化の進行などを背景に、幼児を取りまく環境は大きく変化しており、保護者や幼児の生活にも影響を与えています。

地域の自然、人材等を取入れた豊かな環境のもと、思いやりのある子が育つ保育や社会性や規範意識の育ちが図られるような保育を展開しています。

また、保護者懇談会や講演会・PTA活動などを実施し、地域と一体となった幼児教育に努めています。

施策の課題

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を養う大切な時期であり、きめ細やかな就学前教育を促進していかなければなりません。

遊びを通じた学びの中で、義務教育及びその後の教育の基盤を培えるように交流学习や保育の創造と工夫を行うなど、幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進を図る必要があります。

また、幼児教育関係職員の資質・指導力の向上を図るため、教育・保育のあり方や研修成果を共有できるように合同研修会の実施を検討していく必要があります。

主な取り組み

① 安全・安心な施設や遊び場の確保

幼児がのびのびと過ごすことができるよう、園舎等の維持管理に努めるとともに、老朽化している遊具を計画的に整備し、安全・安心な環境整備に努めます。

② 幼保小の連携・接続

幼児教育の充実を図るために、「いきいきなかじまっこそだちの5かじょう・いきいき中島っ子学びの十か条」を核として、幼稚園、保育所、小学校の連携・接続に努めます。

③ 質の高い保育活動の実践

日々の保育活動の充実に努め、さらに専門講師等招へいにより幅広い保育を実践し幼児の好奇心、探究心の醸成を図ります。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
専門講師の招へい	専門講師を招いた幼児教育（年間）	8回	10回
幼児教育の充実	自然体験・社会体験（年間）	9回	10回
関係機関との連携	幼稚園・保育所・小学校との交流	1回	2回



分野 ② 学校教育

基本目標 III 子どもを育み生涯学べる村づくり

施策 17 学校施設の整備・充実

施策の目的

子どもが安心して学べる教育環境を整えるため、施設の改修・改築などを進めるほか、よりよい教育環境の整備を行い、適正な財産管理と学校の環境充実を図ります。

施策の現状

すべての児童生徒が健やかにその資質を開花させ、調和のとれた人格の形成が図られるとともに、良好な環境の下で教育できるよう施設整備を推進することは、行政の重要な責務であることから、前期計画では吉子川小学校の大規模改修が実施されました。

今後も時代のニーズに対応した施設整備を計画的に推進することが必要です。

施策の課題

老朽化等による学校施設の計画的な整備・改修を推進することが必要となっています。

現在の学校施設を良好な状態できただけ長く活用して行き、コスト削減をはかるため、中島中学校、学校給食センター、プールや遊具等について中長期的な整備計画の策定が求められています。

主な取り組み

① 安全・安心な学校づくりの推進

中島中学校校舎の大規模改修計画の検討を進めるとともに、老朽化しているプールや遊具等を計画的に改修します。

② 学校給食センターの改築検討

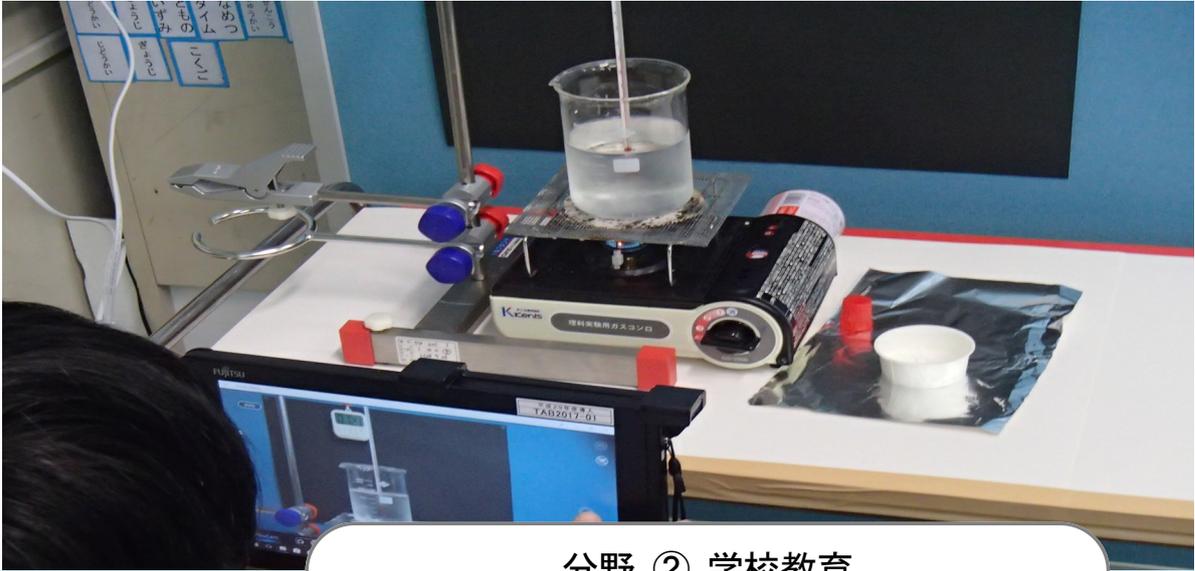
学校給食センターは開設後50年以上経過し老朽化がすすんでいることから、改築を検討します。

③ 教材・備品の充実とICT教育の推進

算数（数学）・理科に重点を置いた教材・備品の整備充実に努めるとともに、電子黒板やタブレット端末等を整備しICT教育を推進します。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
中島中学校大規模改修	改修計画の策定	未策定	策定
学校給食センターの改築	計画の策定	未策定	策定
ICT教育機器の環境整備	タブレット型端末整備台数	各学校3台	1台/2人



分野 ② 学校教育

基本目標 Ⅲ 子どもを育み生涯学べる村づくり

施策 18 教育活動の充実

施策の目的

児童生徒が、生涯にわたって自ら学び、自らが考え、実践していく力を養うため、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、バランスのとれた、「生きる力」を身につけることができるよう努めます。

施策の現状

働くことの意義や尊さを理解し、将来の自分の生き方を見出す力を育むためのキャリア教育^{*1}を推進しています。

また、たくましく生き生きとした人間を育てることを目指し、児童生徒の学力向上を積極的に推進するとともに、学校、家庭、地域社会が一体となって教育活動の充実を推進しています。

施策の課題

グローバル社会で活動していくためには、個性を發揮しながら、自他を尊重できる豊かな心と困難に直面してもくじけない、強い心の育成が必要であります。

また、国際理解教育、環境教育、情報教育など社会の変化に応じた学習を通じ、自主性や思いやりの心を育んでいくことが課題です。

【キャリア教育^{*1}】職業に関する知識や技能を身につけさせ、主体的に進路を選択する能力を育てる教育。

主な取り組み

① 確かな学力を育む教育の推進

授業研究、先進地視察、教育講演会等の実施により、指導力の向上と教育内容の充実を図るとともに、「いきいき中島っ子育ちの五か条・学びの十か条」の実践を通して、基本的な知識・技能の習得と学習習慣の確立をめざし、主体的に問題を解決する力の育成に努めます。

② 豊かな心を育む教育の推進

道徳教育、キャリア教育、体験学習などの充実により、自主性や思いやりの心を育成するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや不登校、児童虐待の未然防止に努めます。

③ 健やかな体を育む教育の推進

体育の授業充実や部活動等の奨励により体力の向上に努めるとともに、学校保健委員会及び学校栄養士との連携による食育の指導を充実させ、健康増進と生活習慣の改善を図ります。

④ 特別支援教育の推進

各関係機関と連携し特別支援教育連絡協議会及び個別支援会議の充実を図るとともに、学校支援員を有効に活用して特別な支援を必要とする児童生徒への支援体制を強化していきます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
不登校児童生徒	出現者数	若干名	0名
支援員の配置	小中学校への配置	5名	7名



分野 ② 学校教育

基本目標 III 子どもを育み生涯学べる村づくり

施策 19 国際理解教育の推進

施策の目的

人、モノ、情報が国や地域を超えて高度に往来するグローバル時代に対応して、国際的な視野で考える人材を育成します。また、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進します。

施策の現状

幼稚園や小学校の外国語活動及び中学校の英語授業に外国語指導助手（ALT）を活用し、異文化を尊重する心や英語によるコミュニケーション能力の育成に努めています。

小学校では平成27年度よりブリティッシュヒルズへの研修、中学校では平成28年度よりマレーシアへの修学旅行が実施されるなど、国際性豊かな人材育成が推進されています。

施策の課題

小学生からの早期英語教育は中学校の英語科へスムーズに接続することを狙いとしており、ネイティブスピーカー*1の活用とも合わせ、「英語好き」の子どもの育成が求められています。

【ネイティブスピーカー*1】英語を母国語とする人のこと。

主な取り組み

① 外国語教育の充実

学習指導要領の改正により、小学校3年生から外国語活動、5年生からは教科として外国語指導を実施することから、外国語指導助手等を増員し、小学校から中学校までの外国語教育の指導を充実していきます。

② 小学校の異文化体験研修の継続

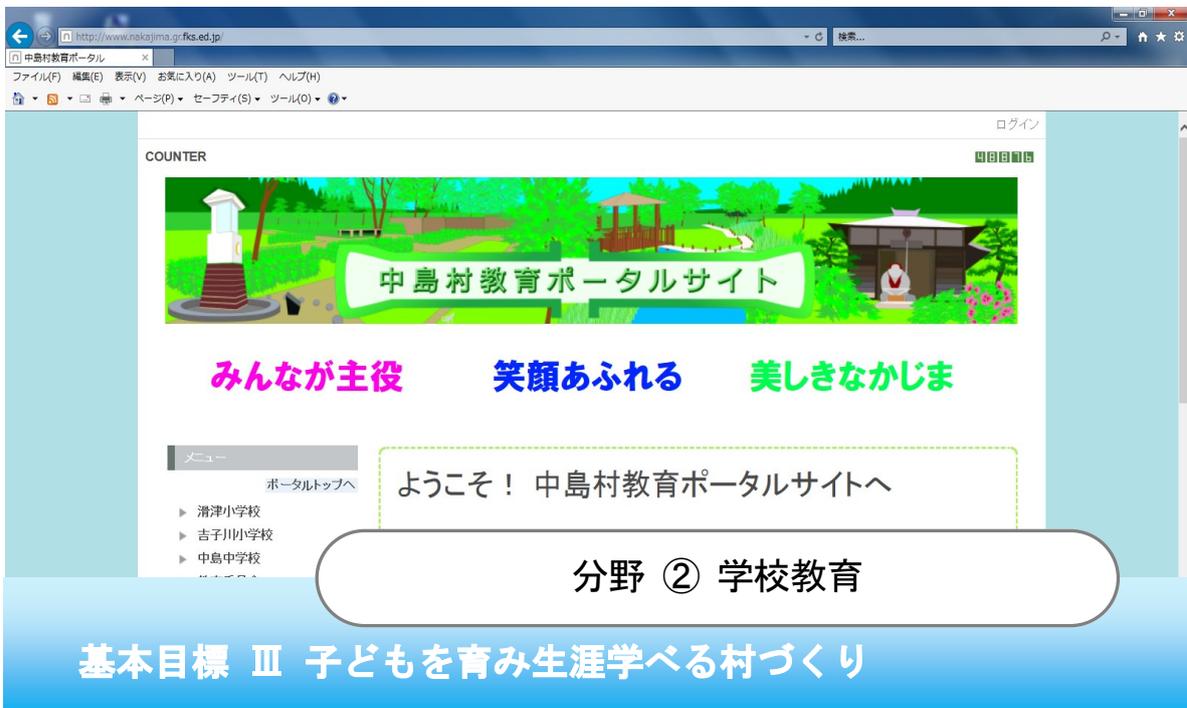
異文化や英語にふれる機会のあるブリティッシュヒルズでの研修を継続していきます。

③ 中学校海外派遣修学旅行の継続

これからのグローバル社会を生きていくうえで、中学生の時に海外へ行く経験は、その後の進路やキャリア形成に大きく影響することから、引き続き海外への修学旅行を支援していきます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
外国語指導助手等	外国語指導助手等人数	1名	2名
異文化体験	小学生異文化体験 中学生の海外への修学旅行	実施	実施



施策 20 教育支援体制の推進

施策の目的

学校・家庭・地域・関係機関が連携した支援体制を整備し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援や、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、体制の充実を目指します。

施策の現状

地域の様々な組織や住民が、授業や特別活動、部活動、放課後や土曜日などの活動の指導やその補助をすることで、子どもの学びの機会と活動の場の拡充が図られています。

また、小中学校PTAにおいて地域参画が行われており、地域住民等による学校支援活動が行われています。

施策の課題

子どもたちの「生きる力」の充実に向け、学校・家庭・地域が相互に連携し社会全体での支援体制づくりが求められています。

また、幼・小・中の連携を密にし現場をふまえた情報交換を行い、個々の子どもの側に立って、「12年間の学びと育ちを切れ目なくつなぐ」という意識向上と実践が重要です。

主な取り組み

① 中島村総合教育会議

総合教育会議を通して、首長と教育委員が連携し本村教育の充実を目指します。

② 指導主事の配置検討

指導主事の配置により、教育課程の編成、学習指導、生徒指導など、学校教育に関する専門的内容の指導を充実させるとともに、新しい教育課題に対応できるような教育行政サイドの指導体制の強化に努めます。

③ チームとしての学校づくり

地域の人材活用など学校と家庭、地域との連携・共同、更には関係機関との連携を強化することによって、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、児童生徒の指導や健全育成に取り組んでいきます。

④ 教育委員会の活性化

教育ポータルサイトや村ホームページ、広報紙を活用し、教育委員会の活動内容を知らせるとともに、説明責任を果たしていきます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
指導主事の配置	指導主事の配置検討	0名	1名



分野 ③ 生涯学習

基本目標 III 子どもを育み生涯学べる村づくり

施策 21 児童館運営の充実

施策の目的

児童等の健全な遊び及び生活支援と地域における子育て支援を行い、心身ともに健やかに育成することを目的とし、児童の健全育成を目指します。

施策の現状

核家族化、女性の社会参加、就労の形態の変化等により留守家庭が多く、放課後児童クラブ*1を利用する家庭が増え、安心・安全に子育てができる環境として児童館が開館されました。また、様々な要因から地域の関係性が薄れており、すべての児童が様々な体験活動や地域との交流、学習活動を行うことができるように総合的な事業の展開を行っています。

施策の課題

保護者が働きながら安心して子育てができるよう、放課後児童クラブの育成支援*2の充実を図るとともに、すべての児童が様々な体験活動や地域との交流、学習活動を通して心身ともに健やかに育成できるように児童館の運営を計画的に実施していくことが求められています。

また、保護者の要望に対して柔軟に対応できるよう子育て支援を行っていくことが課題です。

【放課後児童クラブ*1】 就労により保護者等が昼間家庭にいない小学生を対象に健全育成をはかる。

【育成支援*2】 子供の健全な育成と遊び及び生活の支援。

主な取り組み

① 放課後児童クラブの充実

日中保育する者のいない家庭の小学生（1～6年生）に対して適切な遊びや学習の場を与えて健全育成を図るとともに、保護者や小学校と連携を取りながら一人ひとりの育ちの状況を理解し、個々にあった育成支援に努めます。

② 子育て支援・体験交流活動の充実

児童館は、安心・安全に遊べる場であることを村民全体に周知するとともに、子育て中の保護者の情報交換や交流の場、小・中学生の憩いの場となるよう各種事業の展開を図って行きます。

放課後児童クラブ、中島子ども教室^{*3}、アルカディア友の会^{*4}の各事業と連携を図りながら、児童館ならではの体験交流活動（自然、交流、文化）を柱にした小・中学生の健全育成の場としての活動を推進します。

③ 学習支援の実施

学校との連携により基礎的・基本的事項の習得と学習習慣が身に付くようにするとともに、小・中学生対象の学習会を柱とした学習支援を推進します。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
児童館事業の充実	体験活動（自然・交流・文化）	0回	6回
学習支援の充実	小・中学生対象学習支援日数	0日	26日

【中島子ども教室^{*3}】放課後の居場所づくりとして小学生を対象に学習や体験・交流活動を行う。

【アルカディア友の会^{*4}】小学3年生から6年生までの児童を対象に月1回程度地域との交流や体験を実施。



分野 ③ 生涯学習

基本目標 Ⅲ 子どもを育み生涯学べる村づくり

施策 22 生涯学習環境の整備・充実

施策の目的

日常生活において、手軽に学習や文化・スポーツ活動に親しむために、生涯学習センター・図書室・体育館等の生涯学習関連施設を「身近な施設」「安全で利用しやすい施設」として整備を図り、多様化する学習ニーズに柔軟に対応します。

施策の現状

生涯学習への関心が高まる中で、その活動拠点となる生涯学習センター輝ら里を平成21年度に整備し、総合的な学習の拠点として活用が図られています。

さらに利用者への配慮、地域住民の意見等を反映させた施設整備、機能充実を進める必要があります。

施策の課題

生涯学習関連施設が、個人やグループ・各種団体による学習の場、交流の場として活用されるよう、施設・設備の整備を計画的に進めるとともに、施設の様々な機能を生かすことができるよう職員の資質向上に努めます。

また、学校施設の多目的利用、健康づくり交流センター等も含めた連携・協力体制を整備し、気軽に集い、学びながら交流できる開かれた環境整備を目指します。

【中島村読書活動推進計画*1】子どもの読書活動を地域全体で支援するために策定された計画。

主な取り組み

① 生涯学習センター輝ら里の適正管理・有効活用

最も身近な学習の場である生涯学習センターは、生涯学習の拠点、地域活動の拠点としての役割を担っており、利用者のニーズに応じた集会室、図書室、憩いのスペース等施設の整備充実を図ります。

② 各種イベント開催に対応した施設整備

村民や地域、団体の利用ニーズが多様化する中、良好な環境を提供できるよう施設の機能充実に努めます。

③ 生涯学習情報の提供

自主的な生涯活動が活発に行われている現状を尊重するとともに、村民への生涯活動に関する情報の収集・提供により、学習ニーズに適切に応えることができるよう、各種サークル紹介コーナーや生涯学習に関する相談窓口の設置を検討します。

④ 読書活動の推進

中島村読書活動推進計画^{*1}に基づき、図書環境を整備するとともに学校と村図書室蔵書の共同利用の推進に努めます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
輝ら里利用者数	1年間の利用者延べ数	18,304人	20,000人
図書カード所有者数	図書利用登録者	1,720人	1,900人
図書室貸出冊数	1年間の貸出冊数	18,500冊	20,000冊



分野 ③ 生涯学習

基本目標 Ⅲ 子どもを育み生涯学べる村づくり

施策 23 生涯学習活動の推進

施策の目的

村民の生涯学習・スポーツ活動への積極的な参加を促進するため、「学びのきっかけづくり」を推進するとともに、得られた知識や経験が、地域社会に還元される、活力あるコミュニティの形成を目指します。

施策の現状

教室・講座等へ個人やグループで参加し、学習活動が活発に行われている反面、参加者の固定化等の傾向が見受けられます。

公民館事業においては、学習内容等で村民が魅力を感じる講座が不足しているなど工夫が必要です。その中で、新しい愛好会・サークル活動団体が少しずつではあるが生涯学習センターを利用している状況も見受けられます。

施策の課題

公民館講座やサークル活動の支援を中心に、村民の生涯活動を推進してきました。村民が、学ぶ楽しさや生きがいに出会う機会、学習活動への参加を通して地域の人と出会う場としての生涯学習センターの役割は重要であります。

今後は、生涯学習団体の育成と支援を行いながら、学習成果を地域の課題解決や村づくりに還元されていくよう、いつでもどこでも学習できる環境をつくる必要があります。

主な取り組み

① 社会教育関係団体・文化団体等の活動支援

各社会教育団体及び文化団体への運営支援を引続き実施し、子どもから高齢者までファミリーで活動できる体制整備を図ります。

② 学習機会の充実と学習内容の充実

村民一人ひとりが生涯にわたり学びの機会を得られるよう、ニーズに対応した講座・教室・講演会・イベント等を各種団体と連携して実施し、学習機会の拡充と学習内容の充実に努めます。

③ 芸術文化鑑賞機会の充実

文化祭等の作品展示や学習成果の発表機会を拡充し、村民自らが文化的教養を高め、良質な文化・芸術に親しむ環境づくりを推進します。

④ リーダー育成と各種サークルへの組織化支援

各種団体におけるリーダーや指導者の育成を図るとともに、活動や関心が共通する学習者同士の自発的な活動サークルの創出を推進し、相互支援体制の構築を支援します。

⑤ 地域・学校・家庭の連携とボランティア活動の推進

生涯学習で修得した個人の学習成果をボランティア活動を通し、地域や学校に還元することで、循環型コミュニティの創生を推進します。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
文化団体連絡協議会	加盟団体数	11団体	12団体
生涯学習センター輝ら里利用団体	団体（サークル）数	12団体	15団体



分野 ③ 生涯学習

基本目標 III 子どもを育み生涯学べる村づくり

施策 24 文化財保護と伝統文化の継承

施策の目的

文化財の保護・活用を通じて、地域の人と人とのつながりを育むとともに、村に伝わる伝統文化を地域の宝として後世に伝えることで魅力ある地域づくりに寄与します。

施策の現状

村の文化財や伝統文化を次の世代に継承するために、史跡の案内板等の設置・更新を進めてきました。

また、平成26年には吉岡地区から歴史的に価値の高い「短甲」が出土し、「四穂田古墳」として全国的に注目を集めました。

今後は、これらの調査研究や学習への活用が期待されています。

川原田地区では途絶えていた地域の行事で「むじなぶじ」「水神様」を復活し、滑津原では「滑津原地域の祭り」を新たに立ち上げるなどの活動が行われています。

施策の課題

先祖代々受け継がれてきた貴重な地域資源を絶やすことなく次の世代へ継承していくことが課題です。

また、既存の史跡や四穂田古墳を含めたガイドマップ作成やPR活動の推進が必要です。

伝統文化については、地域住民の主体的な取組みにより伝統文化の継承活動がなされています。こうした団体が、積極的に保護・継承に取組めるように継続して支援する必要があります。

主な取り組み

① 文化財の保存整備と広報の推進

文化財を適正に保存するため、ガイドマップの作成等により村民への周知を図るとともに、地域住民の主体的な保存活動に対して、情報の提供と活動のPRに努めます。

② 伝統文化の継承活動への支援

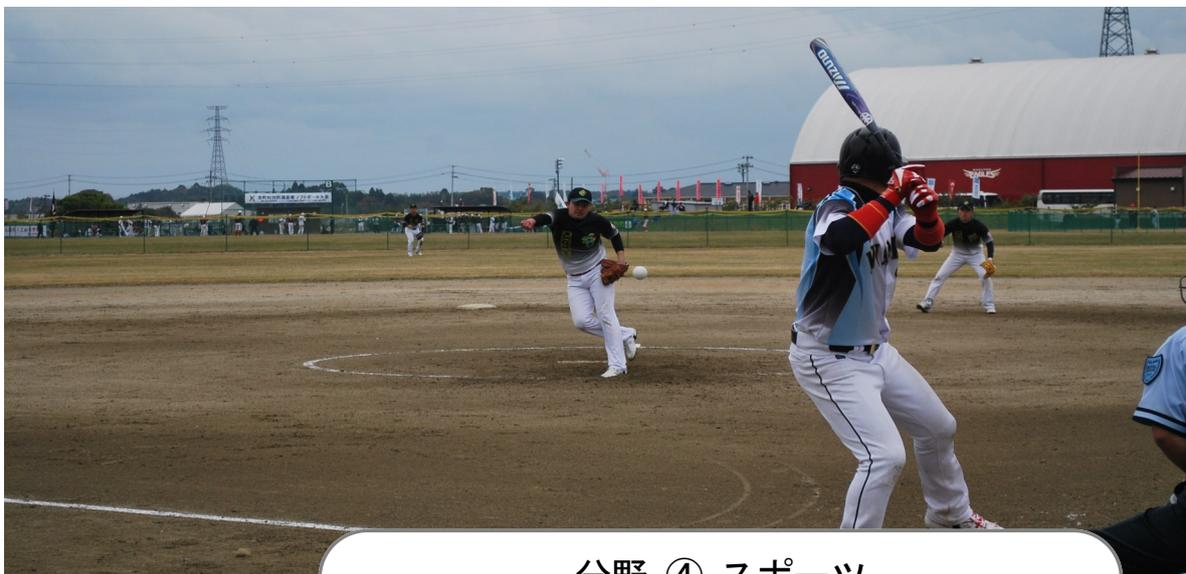
地域住民が継承してきた伝統行事（さくらまち太鼓、盆踊り、どんと焼き等）や伝統文化が次世代の人々に継承されるよう、村民の手による保護、継承・活用を支援し、それらの情報を収集・発信する体制の整備を図ります。

③ 四穂田古墳出土品の県・国指定文化財に向けた取り組み及び活用

四穂田古墳出土品の県及び国指定文化財に向け、四穂田古墳の調査や復元品・レプリカ等を作成するとともに、学校等での体験学習やパンフレットの作成を行い、村民に広く周知できるよう努めます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
ガイドマップ作成	文化財	未作成	完了
四穂田古墳出土品の 県・国指定	指定文化財	村指定	県・国指定
四穂田古墳出土品のP R	復元品の活用	特別展示	体験学習実施



分野 ④ スポーツ

基本目標 III 子どもを育み生涯学べる村づくり

施策 25 スポーツ活動の推進

施策の目的

村民の健康増進と生きがいをづくりのため、村民スポーツや競技スポーツをはじめとした生涯スポーツに親しむことができるよう、環境づくりに努めます。

施策の現状

老朽化した改善センター周辺施設の改修に向けた「中島村農村環境改善センター改修基本計画」が平成28年度策定され、さらに充実したスポーツ環境整備が推進されることとなりました。

また、各スポーツ少年団の団員数の減少や指導者不足、体育協会における後継者不足やスポーツイベントにおける参加者数の減少などが問題となっています。

施策の課題

老朽化した施設・設備の計画的改修や、村民のニーズ及び社会環境の変化に対応したスポーツ施設の機能充実と長寿命化を図りながら、適正な施設の維持管理・運営を行っていくことが求められています。

また、各スポーツ団体の活動を活性化するための支援や情報共有等に努め、身近な場所でスポーツをするきっかけづくり等の環境づくりが必要とされます。

【ニュースポーツ*1】 グラウンドゴルフ等レクリエーションの一環として気軽に楽しめる運動の総称。

主な取り組み

① スポーツ施設の整備・改修

平成28年度に策定した「中島村農村環境改善センター改修基本計画」を基に、老朽化した施設設備の計画的な整備を検討し、利用者のニーズに応じた環境の整備を図ります。

② スポーツ指導者の育成

地域スポーツや競技スポーツの普及と競技力の向上を図るため、関係団体等に対する指導者研修会等の情報提供及び参加促進とともに、新たな指導者発掘・育成やスポーツ指導者全体の資質向上に取り組みます。

③ 地域スポーツ活動の促進

体育協会及びスポーツ少年団の活動充実と組織強化のため、地域スポーツ団体のネットワーク化を図ります。また、競技者の技術と体力の向上を図るとともに、村のスポーツ振興、村民交流及び青少年の健全育成に努めます。

④ ライフステージに応じたスポーツ機会の提供

村民が生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を送るためには、それぞれの場面でライフステージに応じた運動、スポーツプログラムの提供や活動の支援を推進するとともにニュースポーツ^{*1}の普及啓発に努めます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
スポーツ施設利用者数	年間延べ数	32,949人	34,000人
体育協会加盟団体数	体育協会加盟団体	7団体	10団体
改善センター改修	改修状況	基本計画策定	改修整備



分野 ① 保健衛生

基本目標 IV 誰もがいきいきと生活できる村づくり

施策 26 健康づくりの推進

施策の目的

ライフステージに応じた各種健診を効果的に行い、その結果に基づき、生活習慣改善のための指導等を実施することにより、村民のより一層効果的な健康づくりを推進します。

施策の現状

中島村では生活習慣病の増加や認知症等の要援護者の増加により、医療費や介護サービス利用に係る自己負担や、村の給付費の増加が深刻な問題となっています。

村民が健康で生きがいに満ちた暮らしができるよう、健康づくりを支援する施設として、平成30年度に中島村健康づくり交流センター「輝らフィット」が整備されます。

施策の課題

住民の高齢化と生活様式の多様化による生活習慣病等の増加が見られ、これらを未然に予防するため、各種がん検診や生活習慣病等の健康支援を積極的に推進し、早期発見、早期治療による医療費軽減やライフステージに応じた健康づくりと住民主体の健康づくりを支援する必要があります。

【ホールボディカウンター*1】 内部被曝線量を調べるために、体内の放射性物質の量を測定する装置。

主な取り組み

① 各種健診及び検診の実施

各種成人健康診査（各種がん検診等）生活習慣病の予防・改善等のための健康教室、健康相談等の実施、妊婦健診費用15回（全額公費負担）、乳幼児健康診査を継続して実施し、生涯を通して健康な生活を送れるよう支援します。

② 健康意識の高揚

生活習慣病予防講座等で健康教育・健康相談会を実施し、健康に関する正しい知識の普及啓発と健康情報の提供を行います。

③ 疾病予防の推進

公衆衛生の向上及び増進を図り、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、村民の健康保持・増進に努めます。

④ 健康推進員活動の充実

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくことができるよう、地域の行事や健康学習会への参加などの活動を支援します。

⑤ 放射線被ばくに対する健康管理

個人線量計により外部被ばく線量を測定するとともに、関係機関と連携してホールボディカウンター*1による内部被ばく検査及び甲状腺検査を行い、放射線被ばくに対する健康管理に努めます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
乳幼児健康診査 3歳児検診	受診率	100%	100%
健康推進員による地区活動	実施地区	11地区	11地区
特定健康診査	受診率	40.1%	50.0%



分野 ① 保健衛生

基本目標 IV 誰もがいきいきと生活できる村づくり

施策 27 放射線対策の推進

施策の目的

放射性物質による健康への影響など放射能に対する村民の不安が残っていることから、引き続き放射能対策を実施してまいります。

施策の現状

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染を受けて、本村は汚染状況重点調査地域*1に指定されました。平成23年7月から放射線モニタリング調査を実施していますが、中島村除染実施計画*2に基づき実施した宅地及び宅地林縁部除染等が平成28年度で完了したことや、放射性物質の放射能の減衰により、村内各地の空間線量率は0.23マイクロシーベルト（1マイクロシーベルト/年）を大きく下回る数値で安定しています。

施策の課題

村内仮置場から中間施設への搬出が進められているものの、村内に除染廃棄物が保管されているなど、未だに放射線に対する健康不安や風評被害等を払拭できない状況です。

今後除染廃棄物の早期搬出を図るなど、震災前のような安心できる生活環境を取り戻す必要があります。

【汚染状況重点調査地域*1】 平均的な放射線量が $0.23 \mu\text{SV/h}$ 以上の地域を含む市町村が指定された。

【中島村除染実施計画*2】 村民の日常生活環境における空間線量率を $0.23 \mu\text{SV/h}$ 以下に近づけるために策定された計画。

主な取り組み

① 放射線の調査

公共施設等の放射線量調査を継続して行い、その結果を広報紙やホームページ等で公表し、住民の不安解消に努めます。

② 除染廃棄物の搬出

中島村除染実施計画に基づき実施した除染により発生した除染廃棄物は、中島村仮置場に一時保管されており、早期に搬出が完了するよう国に対し働きかけを行っていきます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
除染廃棄物	除染廃棄物の搬出	50%	100%



分野 ② 福祉

基本目標 IV 誰もがいきいきと生活できる村づくり

施策 28 地域福祉の充実

施策の目的

地域住民の一人ひとりが地域福祉の担い手として活動できる環境整備、見守り、助け合う社会の構築に努めます。

施策の現状

家族形態や生活志向などの変化に伴い、互助精神が薄れ、公的支援への依存度が強まる傾向にある中、地域における福祉ニーズは多岐にわたり、要支援者に対するの援助を行政や社会福祉協議会などの公的施策のみで対応していくには、困難な現状となっています。

公的な支援が及びにくい部分は、地域による支え合いに負うところも大きく、これらによって安心な地域生活が営まれています。

施策の課題

中島村における地域福祉の活動は、社会福祉協議会が中核となり民生児童委員協議会や各種福祉関係団体などとの連携を図りながらさまざまな事業を展開しています。

今後は、一層の連携強化を図り、住民が安心して暮らすことができるよう、一人ひとりが「福祉のむら」を実感できるような活動を展開していく必要があります。

【ノーマライゼーション*1】障害のある人もない人と同様に普通の生活を送ることができる社会のこと。

【リハビリテーション*2】障害のある人が人間本来の生き方の回復・獲得をめざすこと。

主な取り組み

① ボランティア活動の支援

ボランティア活動は、地域社会への住民参加促進施策の側面から大きな役割を果たしているが、今後は協力者側と利用者側のニーズのマッチングに一層努めるとともに、ボランティア活動に対する助成制度の検討を行います。

② 見守りネットワーク体制の確立

地域包括ケアシステム等を活用し「地域見守りネットワーク」構築の企画検討を行い、見守りや声かけ、手伝い、支え合いの仕組みを地域に広げる取り組みを進めます。

③ 福祉意識の啓発

「共助」の精神に基づく地域福祉への理解を深め、身体的・精神的ハンデキャップに対するサポートを推進するとともに、ノーマライゼーション*¹、リハビリテーション*²の理念を啓発し、住民参加型福祉の確立を目指します。

④ 福祉相談活動の充実

「村民の立場に立った相談者・支援者」である民生児童委員が社会福祉協議会と連携を図りながら相談活動等を実施し、地域福祉の向上に取り組みます。

⑤ 成年後見人制度*³の利用支援

成年後見人制度の理解を深めるために、制度の普及啓発を行います。
また、後見業務を担う担い手を育成するため、講座等への参加支援を推進します。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
ボランティア会員数	社会福祉協議会登録者数	20人	50人
成年後見人制度の利用	利用者数	1人	2人

【成年後見制度*³】精神障害等の理由で十分な判断能力を有しない人を保護し、支援するための制度。

中島村第5次総合振興計画・後期計画



分野 ② 福祉

基本目標 IV 誰もがいきいきと生活できる村づくり

施策 29 高齢者福祉の充実

施策の目的

高齢者がいつでも・どこでも・だれでも安心して生活を営むことができる福祉サービスの充実を図るため、総合的な地域福祉の推進体制づくりに努めます。

施策の現状

高齢者の健康維持のため各種検診を実施していますが、平成28年度の後期高齢者*1 1人当たりの医療費は約74万円となりました。

また、集いの場であるふれあいサロン*2が村内6地区に開設され自主的な交流が図られています。

さらに、高齢者の単身世帯は7.3%、夫婦世帯は8.1%（ともに平成28年末時点）で、今後も地域の見守りが果たす役割がますます大きくなっていくと考えられます。

施策の課題

高齢者が、いつまでも健康でいきいきと暮らしていくためには、健康づくりが重要であることから、高齢者自身が主体的に取り組むことができる環境を整備する必要があります。

また、高齢者は長年培ってきた豊富な知識や経験があり、それらを十分に活かし、地域活動の担い手となることが期待されます。そのため、多くの高齢者が生きがいをもって社会参加できる環境を実現する必要があります。

【後期高齢者*1】75歳以上の高齢者（65歳以上75歳未満の高齢者は前期高齢者）。

【ふれあいサロン*2】お茶会や運動、ゲームなどをして自主的に交流する集いの場。

主な取り組み

① 福祉サービスの充実

高齢者がもてる力を最大限に生かし、住み慣れた地域で元気で生きがいに満ちた日常生活がおくれるよう、総合福祉センター等を活用した事業等を展開し、福祉サービスの充実を図ります。

② 交流機会の拡大

地域の高齢者が歩いて行ける範囲にある公民館や集会所などで実施しているふれあいサロンの活動に対する支援に努め、また常設型サロンなど高齢者の集いの場のあり方や事業の実施について検討を行います。

③ 就労機会の拡大

豊富な経験や知識・技能を発揮して活躍できるよう、シルバー人材センターによる高齢者支援事業の展開に必要な助言等を行います。

また、事業主に対する各種高齢者雇用制度の周知に努めます。

④ ケア体制の充実

地域ケアシステムの拠点である地域包括支援センター^{*3}を中心として、居宅支援センター機能の充実を図りさらに地域の多様な社会資源を活用し、包括的・継続的に高齢者の生活をささえる体制の充実を図ります。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
ふれあいサロン開設所数	開設地区数	6箇所	9箇所

【地域包括支援センター^{*3}】 高齢者の安定した生活を支援する総合機関。

中島村第5次総合振興計画・後期計画



分野 ② 福祉

基本目標 IV 誰もがいきいきと生活できる村づくり

施策 30 障がい者（児）福祉の充実

施策の目的

障がいのある人、一人ひとりが個人として尊重され、安心して生活できるよう、障がいのない人と共に社会参加し、ともに生活していく地域社会の実現を目指します。

施策の現状

本村の身体障がい者手帳所持者数は、平成28年度において208人となっています。平成23年度から緩やかな増減を繰り返しながら、近年精神障がい者（発達障がい*1者を含む）が増加傾向にあります。

また、仕事をしたい（続けたい）と望む障がい者が就労できるよう、それぞれの適性や能力に応じた仕事の確保等支援が引続き必要です。

施策の課題

障がいのある人たちが障がいの種別に関わらず、自ら望む生活を選択し、可能な限り地域での生活を続けるために、地域での支援体制を整備する必要があります。

それには障がいのある人たちを援護するだけでなく、さまざまな社会参加の機会を提供し支援することが重要であり、とりわけ「働く機会」の提供や支援は、経済的自立や社会的自立を実現するための重要な課題です。

【発達障がい*1】 自閉症や学習障害等先天的な要因で乳幼児期に現れはじめる発達遅延の総称。

主な取り組み

① 精神障がい者（発達障がい者を含む）への支援

精神障がい者（発達障がい者を含む）に対する相談支援を強化するため、相談体制の充実や保健福祉事務所などの関係機関との連携を図ります。

また、地域移行促進及び地域生活定着のため関係者のさらなるネットワークづくりを目指します。

② グループホーム利用者への支援

障がい者（児）の地域生活への移行を推進するため、グループホームの家賃について引続きその一定額を助成し、自立を支援します。

③ 相談支援体制の強化

指定特定相談支援事業所の相談員や相談支援専門員による相談支援事業の充実により、障がいのある人へ障がい福祉サービスが利用できるような支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人のいる家庭への支援のため、家族からの相談にも十分に対応していきます。

④ 障がい者（児）虐待対応窓口の設置

障がい者（児）への虐待防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援等を行うため、障がい者虐待に関する通報や相談の窓口として、白河市・西白河4町村で「基幹相談支援センターけんなん」が設置され、活用連携を図ります。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
福祉サービス拡大	障がい福祉サービス利用者数	46人	49人



分野 ③ 保険医療

基本目標 IV 誰もがいきいきと生活できる村づくり

施策 31 介護保険の充実

施策の目的

高齢者が要介護状態にならないよう努めるとともに、介護や医療が必要になっても安心して地域で生活できるよう、介護保険サービスの充実と、介護・医療の連携強化に努めます。

施策の現状

高齢者人口の増加に伴い各種介護サービスの利用は、緩やかな増加傾向を示しております。

平成29年3月末時点で要介護認定率は15.2%となっており、介護給付費についても年々増加傾向にあります。

また、近年高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯が増加しており、介護に関する身近な相談窓口の充実が求められています。

施策の課題

高齢者人口の増加に伴い、要介護（要支援）高齢者が増加しており、介護サービスが必要となった高齢者に、それぞれの状態にあった質の高い介護サービス提供を促進する必要があります。

また、多様な介護ニーズや今後増加が見込まれる認知症相談などに対応するため、身近な相談窓口として地域包括支援センターの充実を図り、地域ケア体制の構築を図ることが求められています。

【特別養護老人ホーム*1】 介護保険制度で「要介護3以上」と判定された人が利用可能な老人福祉施設。

主な取り組み

① 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定

高齢者の健康で自立した生活を支えるため、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定します。

② 介護予防事業の推進

要介護状態になるリスクが高い高齢者を早期に把握し、中島村健康づくり交流センター「輝らフィット」を健康づくり拠点として活用し、個々の状態に応じた介護予防事業を実施します。さらに、介護予防事業を通じた村民の健康づくりや地域コミュニティの強化をめざした取り組みを推進します。

③ 介護福祉施設との連携

施設利用希望者それぞれのニーズに合ったサービスの提供を図るため、民間事業者等と協力・連携しながら、特別養護老人ホーム*¹等をはじめとする介護保険施設や居住系サービスの提供ができるよう努めます。

④ 介護保険事業の運営

各種事業所等と連携・協力しながら審査・判定等を迅速かつ的確に行い、個人に合ったサービスを提供するよう努めます。

⑤ 家族介護者への支援

高齢者を介護している家族等の身体的、精神的及び経済的負担を軽減し、要介護高齢者等の在宅生活の継続や向上を図ります。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
介護予防事業の充実	筋カスマイルクラブ開催回数	5日/週	維持
	ステップアップ事業	1日/週	持続



分野 ③ 保険医療

基本目標 IV 誰もがいきいきと生活できる村づくり

施策 32 医療体制の充実

施策の目的

関係機関と連携して救急医療ネットワークの整備充実を図ると共に、医師不足や住民ニーズの多様化等を踏まえつつ、圏域内での連携および充実を目指します。

施策の現状

現在は白河地域が関係機関と連携し、「初期医療体制」として救急情報センター運営事業、小児平日夜間救急事業を実施し、村民の医療確保が図られています。

また、休日、夜間における入院治療を必要とする重傷患者の救急医療体制として、白河地方第二次救急医療体制を整備し緊急時に備えています。

施策の課題

課題については村単独で解決できるものではなく、県南地域全体での取り組みが必要です。

救急に関しては二次救急医療機関での完結型は難しい現状で、他の三次救急医療機関に振り分けることで、効率的な救急体制の連携が図られています。

また、県中への依存度を下げ、連携を考えていくためにも、医師、看護師等の人員確保が地域全体の課題となっています。

主な取り組み

① 救急医療体制の充実

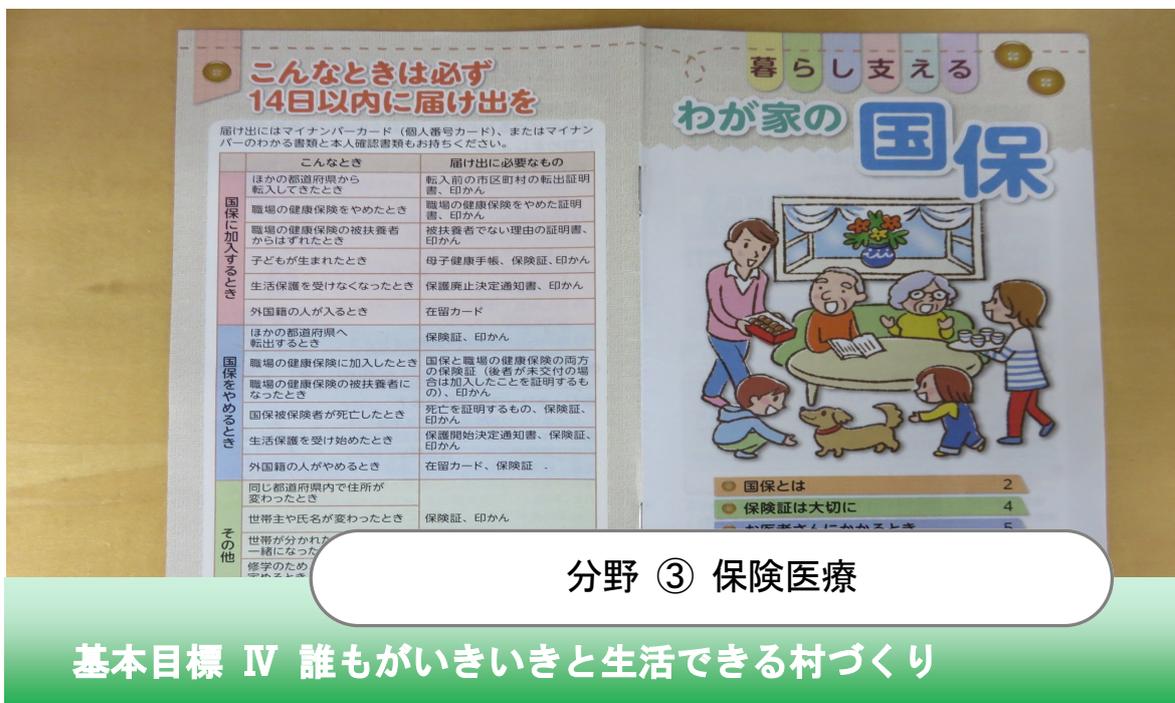
各関係機関と連携し、初期救急医療又第二次救急医療体制及び小児平日夜間救急事業の充実に努めます。

② 県南地方の医師確保

県南地方においても医師が不足してきていることから、関係機関と連携して医師の確保を目指します。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
小児平日夜間救急医療	制度の再整備	再開	継続
二次救急医療機関数	現状の医師数確保	4 医療機関	4 医療機関以上



分野 ③ 保険医療

基本目標 IV 誰もがいきいきと生活できる村づくり

施策 33

国民健康保険の運営

施策の目的

持続可能な医療保険制度を構築し、国民皆保険を堅持するため、安定的な財政運営や効率的な事業運営を目指します。このため、納付者の利便性を考慮した収納対策と公平・公正な滞納整理、また保険税の増加を防ぐため予防・健康づくりを中心とした医療費対策を推進します。

施策の現状

平成27年5月に国民健康保険法が改正され、平成30年度より県が財政運営の責任主体となり村では保険給付等その他の事業を担うこととなりました。これにより、国保制度の安定的運営が図られます。

短時間労働者の社会保険適用拡大の影響等で、平成25年度1,530人(平均)だった被保険者数が平成28年度には1,291人(平均)と大幅な減少となりました。(▲239人)。

施策の課題

持続的・安定的な財政運営のための収入を確保するため、保険税収納率を向上させていく必要があります。またメタボリックシンドロームの予防・解消に重点をおいた生活習慣病予防のための特定健康診査・保健指導を実施していますが、受診率が低い状況にあり、加入者の健康保持増進、また拡大する医療給付費を抑制していくためにも受診率を向上させる必要があります。

主な取り組み

① 国民健康保険の安定運営

国では持続可能な医療保険制度を構築するため、平成27年に国民健康保険法等の一部を改正しました。これにより平成30年度から財政運営の責任主体が県へ一元化されることとなります。

財政主体が県となり徴収される国保税は県へ納付されますが、保険給付は引き続き村が担うことから、村では今後一層の医療費削減に取り組めます。

② 国民健康保険の予防事業

40歳から74歳のすべての人を対象に年に2回、特定健診の受診を勧めます。また、健診の結果指導が必要な場合は健康相談や特定保健指導を行います。

受診率向上を目指し、詳細健診対象者を全員に拡大(補助対象外分は国保負担)し、また集団で実施する特定健診の自己負担の無料化、さらには年1回の集団検診を年2回にするなど改善が図られました。

今後はきめ細かな健康相談や保健指導を実施し医療費削減を目指します。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
1人当たり医療費	療養の給付等の計	260,580円(平成28年度)	255,000円



分野 ④ 環境

基本目標 IV 誰もがいきいきと生活できる村づくり

施策 34

ごみの減量化とリサイクル

施策の目的

村民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を自覚し連携して、ごみの減量化と再資源化を図り、資源循環型の構築を目指します。また、廃棄物の適正な処理体制を確保するとともに、不法投棄の絶滅に向け、関係機関との連携や村民との協働により、一層の監視強化を図ります。

施策の現状

白河地方広域市町村圏整備組合のごみ処理基本計画に基づき、村民と連携して、ごみの減量化と資源化に取り組んでいます。平成29年4月から資源ごみ（缶・ビン・プラスチック・ペットボトル）の袋が統一され、経費の節減が図られました。

また、村独自の取り組みとして、コンポストの無料配布及び家庭用電動式生ごみ処理機の購入助成（限度額3万円）をしています。

施策の課題

村の1人当たりごみの排出量が増えつつあり、処理経費等からもごみ排出量の抑制は大きな課題となっています。村民自らがごみ減量化・リサイクルに取り組む意識を高めて、ごみ排出量を減らす取組みを進めていく必要があります。

また、資源ごみの持ち去り、指定日外のごみ出し、分別の不徹底等の改善が課題となっています。

主な取り組み

① ごみの減量化・分別化の徹底

白河地方広域市町村圏整備組合で作成した容器包装別収集計画に基づき、3R（リデュース〈Reduce：発生抑制〉、リユース〈Reuse：再使用〉、リサイクル〈Recycle：再生利用〉）を徹底し、廃棄物の発生抑制・減量化・資源化の推進を図ります。

また、生ごみたい肥化容器（コンポスト）と電動生ごみ処理機の利用拡大を推進します。

② 集団回収や拠点回収の推進

村内指定集積所での回収を継続し、環境美化にふさわしい集積所を推進します。また、資源ごみの無断持ち去りを防止するため、巡回を強化し監視カメラの設置等を検討します。

③ 広報紙及びリーフレット等による啓発

広報紙への掲載及びリーフレット等の作成配布により、ごみの減量化・資源化を啓発するとともに、自主的な取り組みを促進します。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
ごみの減量（生活系ごみ）	1人1日あたりの排出量	498 g	464 g
ごみのリサイクル率	中島村で出されたごみが資源化される割合	13.8%	15.8%



分野 ④ 環境

基本目標 IV 誰もがいきいきと生活できる村づくり

施策 35 環境対策

施策の目的

本村の美しい景観や豊かな自然を将来へ引き継ぐために、村民・事業者・行政がともに連携し環境美化、景観保全を推進します。

施策の現状

快適な生活環境や美しい景観を保つため、各地区で自主的に美化活動を実施するなど継続的な取組みにより、空き缶やレジ袋等ごみの減量化が図られています。

また、不法投棄防止については看板等の設置、監視員によるパトロールの実施を行うなど関係機関と連携し対策を講じています。公害の苦情については、ごみの焼却・畜産悪臭・企業の騒音・粉塵等に関するものが少なからずあるのが現状です。

施策の課題

環境にやさしい循環型社会の実現のため、今後も継続的な環境美化運動や不法投棄を防止するための監視体制が必要です。

また、公害防止や環境衛生対策については、畜産悪臭や企業の騒音・粉塵等の発生予防を徹底し、公害のない暮らしを実現することが課題です。

さらには地球温暖化問題に対する取組として、化石燃料に依存した現在の社会から脱却し、「低炭素社会^{*1}」づくりを進めることが必要です。

【低炭素社会^{*1}】 二酸化炭素などの排出を現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会

主な取り組み

① 不法投棄監視体制の強化

廃棄物の不法投棄等の早期発見、早期対応のために巡回及び関係機関との情報提供体制を確立し監視体制の強化を図ります。

また、不法投棄は犯罪行為となることから警察等関係機関へ協力を依頼し指導強化に努めます。

② 環境美化運動の推進

循環型のゼロエミッション（ごみゼロ）の取り組みとして、村全域でクリーンアップ作戦を実施するとともに、各行政区での環境美化運動や花いっぱい運動を支援します。

③ 公害防止対策の推進

公害のない快適な生活環境を保全し、村民の健康を守るため、村民や事業者の公害防止意識の高揚を図るとともに、ごみの焼却、畜産悪臭、企業の悪臭、振動、騒音、粉じん等の公害発生の際に、必要に応じて適切な対策を講じます。

④ エコライフの推進

「環境に配慮した暮らしへの転換」を図るために、ともに理解し合いながら、地域全体でCO₂（二酸化炭素）削減、地球温暖化防止に向けた活動に取り組んでいきます。

また、限りある地球資源への認識を高めるためエコ商品購入・利用の促進を図り、環境を意識した活動の輪を広げていきます。

⑤ 低炭素社会の推進

村民や事業者が自主的に省エネルギー対策を進め、温室効果ガス排出量の抑制に取り組むことで、地域における低炭素社会の実現と地球温暖化防止対策を推進します。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
環境美化運動実施	美化運動実施件数（村、行政区含む） （年間）	3件	5件



分野 ① 土地利用

基本目標 V 快適で住みよい村づくり

施策 36 土地利用

施策の目的

豊かな自然環境と都市的環境とが調和した村の均衡ある発展に向け、土地利用関連計画や関連法との総合調整を図り、計画的な土地利用を推進します。

施策の現状

本村は、恵まれた交通立地条件にあることから、良好な環境の住宅地としての機能をはじめ、企業の進出なども進みつつあり、今後も広域的な地域間の連携・交流の進展に伴い様々な発展の可能性が高まると予想されます。

しかし一方では、宅地と農地の混住といった問題もみられ、一体的な発展が求められる状況にあります。

施策の課題

村の発展のためには限りある貴重な資源である土地の高度かつ有効な利用が求められています。

住宅地等においては土地の高度利用、自然地域においては農用地の有効利用を行い、両地域の適切な利用区分の配置・組み合わせを行うなど計画的な土地利用の推進が必要です。

そのため、国土利用計画^{*1}及び農業振興地域整備計画の見直しが必要です。

【国土利用計画^{*1}】総合的・長期的な観点で国土の有効利用を図るために策定される計画。

主な取り組み

① 国土利用計画の見直し

適正かつ合理的な土地利用を推進していくため、総合的な土地利用計画である国土利用計画を策定し、計画的な土地利用を進めます。

② 農業振興地域整備計画の見直し

国土利用計画策定時に合わせ農業振興地域整備計画の見直しを図り、農業的土地利用と都市的土地利用を明確にし、長期的展望に基づいた優良農地の確保と保全に努めます。

③ 都市計画マスタープランの検討

長期的な視点に立ち、地域の社会的・経済的情勢に対応しながら、上位・関連計画との整合性を図り、情勢の変化等に対応した都市計画マスタープランの策定を検討します。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
国土利用計画の見直し策定	社会情勢の変化に対応した計画の見直し	未策定	策定
農業振興地域整備計画の総合見直し	農業振興地域整備計画総合見直し実施	未策定	策定



分野 ② 道路

基本目標 V 快適で住みよい村づくり

施策 37 道路網の整備

施策の目的

本村を取り巻く社会環境、道路事業を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、環境の変化に対応し、より効率的かつ効果的な道路整備の推進を図ります。

施策の現状

当村の道路網は道路整備計画に基づき整備を進めており、幹線道路である県道棚倉矢吹線バイパス工事等も徐々に整備が進んでいる状況にあります。

沿線地域住民のより一層の充実した快適性と利便性を確保するため、老朽道路の改良、未整備道路の新設を進めています。

また、通学路の交通安全を確保するための歩道の整備及び幅員確保が十分とはいえません。

施策の課題

当村の均衡ある発展を図るためには、村内を南北に縦断する「棚倉矢吹線」、東西に横断する「母畑白河線」の両県道を補完する村道の整備を図る必要があります。

また、歩道については計画的に整備を進めているものの、まだまだ不十分であり、歩行者等が安全、安心に通行できるようにするため、通学路を中心とした歩道の整備が必要です。

主な取り組み

① 幹線道路の整備

村内の幹線道路網を体系的に整備することにより、円滑な道路交通ネットワークの確立を図ります。

② 歩道（通学路）の整備

歩道（通学路）の整備・幅員確保に努めるとともに、これまでの対策の成果や残された課題、交通事故の発生状況や、住民の要望を踏まえ子どもから高齢者まで安全に通行できる交通環境を整備します。

③ 生活道路の整備

快適で安全かつ利便性の高い道路として、老朽道路の改良、未整備道路の新設、改良を進めます。

④ 県道整備の推進

県道へのアクセス道路を整備することで円滑な交通を促進するとともに、現在工事中の県道棚倉矢吹線整備の早期完成に向け、関係機関に働きかけていきます。

⑤ 道路・橋梁の維持管理

村が管理する道路・橋梁の維持と補修を行い、安全の確保に努めます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
村道舗装率	舗装道路 3 km延長	94.3%	98.3%



分野 ③ 公共交通

基本目標 V 快適で住みよい村づくり

施策 38 地域交通体制の充実

施策の目的

当村ではバスや電車といった公共交通機関がないという地域性から、住民の生活交通の利便性を高めるためデマンド交通^{*1}の運行をしています。今後も気軽に利用できるデマンド交通の利用促進に努めます。

施策の現状

路線バスの廃止に伴い村の公共交通機関がなくなり交通空白地域となってしまうことから、村商工会が平成17年にデマンド交通の運行を開始し、平成29年4月から中島交通システム協同組合が事業を引き継ぎ運行を開始しました。

高校生や高齢者・身障者等交通弱者の移動手段、外出支援に活用されており、平成24年12月末時点で1,800名だった利用登録者数が、平成29年4月時点で2,000名を超えるまでになっています。

施策の課題

地域における少子高齢化が進行しており、今後もデマンド交通の需要が伸びると予測されることから、将来にわたり交通弱者の生活の足を確保するため、交通システムの充実、向上が求められています。

効率的な運行体系の構築、村民の利便性向上、サービスの向上等について運行組合や地域、行政等関係機関が一体となって検討していくことが必要です。

また、高齢者などの運転免許自主返納者等に対する交通確保支援事業の展開が期待されています。

【デマンド交通^{*1}】 交通弱者の足として、利用者の要求に対応して運行する形態の交通サービス。

【モビリティ・マネジメント^{*2}】 一人ひとりの移動や、地域の交通のあり方を、工夫を重ねながら改善していく取組

主な取り組み

① デマンド交通の利便性向上

地域の居住者が高齢化しても自家用車以外の交通手段の選択が可能となり、不安なく日常生活ができるような交通の維持・確保が必要であり、デマンド交通は住民の交通手段として役割を担っています。

さらに利用者のニーズに対応して利用者の拡大を図るため各関係機関が連携し、サービスの改善や運営見直しについて検討していきます。

② デマンド交通の利用促進

急な送迎が必要になった場合の緊急時送迎サービスや土日の運行、村内乗り放題の日の設定及び優遇券発行等、さらなる利用促進策の検討を働きかけます。

また、利用促進を図るため、運賃の見直し、予約方法の改善、情報提供の充実、モビリティ・マネジメント^{*2}の実施、評価・改善を各関係機関とともに検討します。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
デマンド交通の利用促進	利用登録者数	1,996人	2,100人



分野 ④ 上下水道

基本目標 V 快適で住みよい村づくり

施策 39

上水道の安定供給

施策の目的

上水道施設の計画的な整備更新と耐震化を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。

施策の現状

中島村の水道は白河地方広域市町村圏整備組合より供給されている堀川ダムの水を、迎久保地区にある第三配水池で受水し村内全域に配水しています。

また、災害等の非常時には町畑地区にある第3水源（深井戸）から各戸に水を供給できるよう維持管理をしています。

しかし、近年は施設や機械設備及び水道管の経年劣化による老朽化が懸念されています。

施策の課題

昭和50年代から使用している配水管や平成2年度から第2次拡張事業で建設した施設であり、一部老朽化しているため、水道施設・設備と管路を計画的に更新するとともに、耐震化を推進する必要があります。

また、給水人口や給水量の減少が予測される将来においても、健全かつ安定的な事業運営ができるよう、事業の見直しや効率化を推進する必要があります。

主な取り組み

① 簡易水道施設の維持管理

運営コストの削減を図るため、引き続き外部委託により簡易水道施設の維持管理・運転を進めます。

② 水道管の調査・更新

水道管（石綿管）の漏水調査を行い、老朽化による漏水のおそれがある箇所の新設替えを検討します。

③ 第三水源（井戸水）の維持・管理

震災により白河地方広域市町村圏整備組合からの配水管が分断された際、第3水源の井戸水を各戸に給水し長期の断水を免れたことから、今後も有事に備えて維持・管理に努めます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
水道管（石綿管）漏水調査	水道管（石綿管）漏水調査	0%	100%



分野 ④ 上下水道

基本目標 V 快適で住みよい村づくり

施策 40 下水道施設の維持管理

施策の目的

施設・設備の計画的な更新を図り、事業の効率化と維持管理コストの縮減を目指します。

施策の現状

中島村の農業集落排水処理施設は全体を6ヶ所に区分し、昭和60年度に事業着手、昭和63年度から供用が開始され、平成13年度に事業が完了しました。これにより、公衆衛生の向上と快適な生活環境の形成が図られています。

また、農業集落排水処理施設に接続できない家屋や宅地開発等に伴う新築等の家屋に対しては合併処理浄化槽の設置整備を推進し、公共水域の水質汚濁を防止しています。

施策の課題

農業集落排水処理施設の供用開始から10年以上が経過して、機器の耐用年数が経過し、経年劣化で不具合が生じているものがあり、老朽化対策及び能力不足の解消や耐震性の向上を図る必要があります。

また、経費削減に向けた取り組みとして汚泥の減容化や施設の長寿命化についても検討が求められています。

さらに不明水*1対策への取り組みも課題です。

【不明水*1】下水処理施設への流入水のうち、下水道料金などで把握することができる水量以外の下水水量。

主な取り組み

① 農業集落排水処理施設の維持管理

今後一層厳しくなる経営環境を改善するため、今後も引続き処理施設の維持管理を外部委託し、更なるコスト削減に努めます。

② 処理施設等機器の計画的な更新

処理施設及び中継ポンプ場の機器など、耐用年数に応じて修繕や機器更新等の時期や性能を適正に見極め計画的な更新を図ります。

③ 不明水対策等の検討

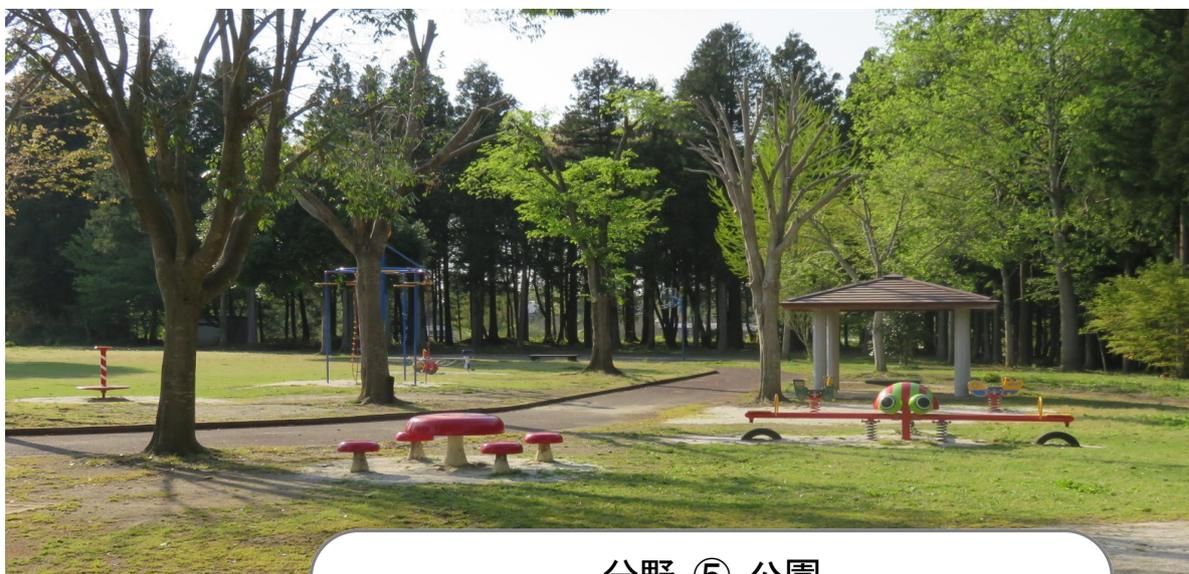
汚水の処理に支障をきたす不明水の流入が多い地区については、管路施設の改修等の不明水対策を検討します。

④ 合併処理浄化槽設置整備事業の推進

農業集落排水事業処理区域外や、区域内であってもその処理能力を超えている地区においては、今後も合併処理浄化槽の設置整備事業を推進していきます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
処理施設の維持管理費の低コスト化	各処理施設機器等の更新	未実施	実施



分野 ⑤ 公園

基本目標 V 快適で住みよい村づくり

施策 41 公園の適正管理

施策の目的

中島村の美しい景観を生かした村民憩いの場として、子どもから高齢者まですべての年齢層が気軽に安心して利用できる公園の整備を進めます。

施策の現状

童里夢公園は自然公園としての機能を有した森林部と都市公園としての機能を有した公園部で構成されています。村民のうるおい・安らぎの場となるよう、常時美化及び整備を行っています。

また、各地区にある農村公園^{*1}は利用はされているものの、利用度が低下している公園もあり、地域の実情を勘案し、施設の見直しが必要です。

施策の課題

童里夢公園は森林部が大半を占めており、景観を保つためには定期的な整備が必要です。また、都市公園としての機能をさらに高めるためには、新たな利活用のしかたを検討することが課題です。

農村公園の今後の利用については地域の意見を尊重し、各地区それぞれのニーズを満たす公園整備が求められています。

【農村公園^{*1}】農村生活環境基盤整備事業により設置された公園。

主な取り組み

① 童里夢公園の整備・活用

公園内施設の保守点検を実施し、村民の憩いの場である公園の美化・整備に努めるとともに、村の地域資源である童里夢公園を有効活用し、新たな魅力の創出を図ります。

② 農村公園の整備・活用

定期的に農村公園遊具の点検を実施し、劣化しているものについては修繕を行い、利用者の安全確保に努めます。

また、住民が公園の整備や管理に積極的に参画するなど、地域の実情やニーズを反映させた農村公園の新たな活用を支援します。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
公園の整備点検	定期点検実施	不定期点検	3年毎に点検



分野 ⑥ 住宅

基本目標 V 快適で住みよい村づくり

施策 42 定住化促進

施策の目的

人口減少問題に歯止めをかけるため、「住みやすい住環境」「充実した子育て支援」の強化により、子育て世代を中心とした定住化の促進を図ります。

施策の現状

中島村では平成5年度より定住人口増加のため、浦原ニュータウン分譲地の販売を開始しました。平成21年度からは、分譲地を取得し定住を開始した方を対象に定住化奨励金^{*1}や子育て支援奨励金^{*2}の交付を行い、平成28年度に60区画の分譲地が完売しました。

さらに定住ニーズがあるものの、村内には民間の賃貸住宅が少ないため、希望に十分応えきれていないのが現状です。

施策の課題

村内への住宅確保への需要が多くある一方、そのニーズに応える宅地が不足していることから、新規分譲地の造成などを通じて宅地の確保を図ります。

また、村外からの移住者や村出身者の定住を促進するための定住支援施策の充実が必要とされています。

【定住化奨励金^{*1}】分譲地取得後、住宅を建築し居住を開始した方に、毎年10万円を交付する（最大10年間）。

【子育て支援奨励金^{*2}】上記に加え18歳以下の子を扶養している方を対象に、毎年10万円を交付する（最大10年間）。

主な取り組み

① 定住支援対策の検討

定住促進に関する情報の収集・発信及び希望者からの問い合わせに総合的に対応できる総合窓口の設置を検討するとともに、新たに宅地分譲した際の支援策を整備し、若者を中心とした定住促進を図ります。

② 新規分譲地の検討

当村に居住を希望する人たちの住宅需要に対応するため、民間事業者の動向や社会情勢を踏まえて新たな優良宅地の候補地選定を進め、宅地分譲を行います。

③ 住宅情報の提供

再利用可能な空き家等の情報や民間事業者で所有する住宅物件情報を一元的に集約し、移住・定住希望者への情報提供に努めます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
新規分譲地基本調査	新規分譲地整備調査	0地区	1地区



分野 ⑥ 住宅

基本目標 V 快適で住みよい村づくり

施策 43 住環境の充実

施策の目的

高齢者が安心して住み続けられるよう、一般住宅におけるバリアフリー化等の改修を支援するとともに、村営住宅の長寿命化を図ります。

施策の現状

昭和50年代に建てられた既存の村営住宅は、あと数年で耐用年数を超過してしてしまう住戸もあり、建物の躯体や住宅の給水・汚水処理施設、さらに施設住宅内の設備類の老朽化も進んでいます。

また、民間賃貸住宅の供給は以前より増加しているものの十分でなく、さらなる民間活力の活用が望まれています。

施策の課題

村営住宅入居希望者のニーズに応え、安全・安心な住居を提供するために、予防保全的観点から改善、修繕等の計画を定め、更新コストの縮減と長寿命化を図ることが必要です。

また、地震による家屋被害に対する村民の不安を解消するため、耐震診断^{*1}を実施し、住居の安全性を確認することが求められています。

【耐震診断^{*1}】建築物の強度を調査し、想定される地震に対する安全性（耐震性）を判断する行為。

主な取り組み

① 村営住宅の維持管理

村営住宅等の維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。

② 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業の推進

高齢者が自宅で転倒等により要介護・要支援状態にならないよう、軽易な住宅改修を行う高齢者に引き続き助成を行います。

③ 耐震診断の実施

木造家屋（昭和56年5月31日以前に工事着手されたもの）について、耐震診断にかかわる費用の助成を行います。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
村営住宅等の維持管理	施設の修繕工事等により長寿命化を図る	実施	継続実施



分野 ① 農業

基本目標 VI 地域の活力を生かした村づくり

施策 44 農業の振興

施策の目的

農業は本村にとって基幹産業であり、その持続的発展のために農業者を始め地域全体で一体となって、担い手人材の育成、農地保全、産地強化、地域の活性化に取り組めます。

施策の現状

本村農業は水稻を基幹作物に、トマト、ブロッコリー等の園芸作物を組合わせた複合経営による農業振興を図っています。県内でも農業所得は上位にあり、その高い技術力と生産性が評価されています。

しかし、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で販売価格の低迷など深刻な問題を抱えています。

また、農業の担い手は高齢者や兼業農家が中心で、集落営農の役割が重要になってきています。

施策の課題

これまで国が実施してきた主食用米の生産数量目標が、平成29年度限りで廃止されたことで農家収入に大きな影響が出ると考えられているため、今後の動向を注視しながら、農業経営の安定確保を図る必要があります。

また、高齢従事者が持つ高い農業技術の継承、担い手の育成、放射能被害による価格低迷、農地の荒廃等多く問題を抱えています。

【産業6次化^{*1}】農業において生産者が加工・販売まで総合的に行うこと（1次×2次×3次＝6次産業）。

主な取り組み

① 風評被害対策の推進

東京電力福島第一原子力発電所事故の終息が不透明であることから、今後も農産物の風評被害克服のため、放射線セシウムのモニタリング調査を継続的に実施し、安全を広く周知することによって、消費者の不安払拭、流通の回復、拡大を図ります。

② 直売所の活性化支援

少量多品目の農産物を生産する自給的農家又は兼業農家及び大規模農家が規格外で出荷できない産品等を直売所を利用して販売することにより、販売強化と農業の振興を図ります。

また、新たな農産物の生産拡大とブランド化、加工商品の開発など積極的に支援し、農業の活性化を目指します。

③ 産業6次化^{*1}の推進

村農産物直売所や白河圏域・自立圏構想推進協議会と連携し、農業を基軸に農産物等の付加価値を高め、「農業者による6次産業化」と「農業者と商工業者が連携する6次産業化」の両面から6次化の推進を図ります。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
産直館利用者数の拡大	産直館利用者数（1日平均）	57.2人	75人



分野 ① 農業

基本目標 VI 地域の活力を生かした村づくり

施策 45 農業経営の支援

施策の目的

農業従事者の高齢化や担い手不足など厳しい環境の中、農業経営力強化や担い手の確保・育成・農地の保全を図るため地域単位の集落営農組織設立支援など、農業の基盤強化に取り組めます。

施策の現状

中島村では昭和30年代後半から基盤整備に着手し、効率的で生産性の高い農業を目指してきました。

しかし、農産物の輸入による国内農産物の生産価格低迷をはじめ、農業従事者の高齢化や後継者の要因から離農するケースも増えています。

一方で高い技術力と経営感覚を持つ専業農家が地域農業のけん引役として活躍しており、農業所得は県内で常に上位に位置するなど、今後の活躍も期待されています。

施策の課題

高齢化等に伴う農家戸数の減少等が進む中で、後継者はもとより農外からの新規就農者や女性など、意欲と能力のある多彩な人材を確保することが必要です。

また、近年は耕作放棄地も目立ち始めたことから、継続して安定した農業経営を営むための基盤整備が必要です。若者や60代以上の退職者等を巻き込み、農地を保全し魅力ある農業経営を目指す集落営農^{*1}への取り組みが課題です。

【集落営農^{*1}】担い手を中心として集落の農業者が共同で営農を行うこと。

【農地流動化^{*2}】農業経営基盤強化のため、意欲ある農業者へ農用地の利用集積を促進すること。

主な取り組み

① 後継者（新規就農者）への支援

次世代の地域農業を担う後継者（新規就農者）を確保・育成するため、引続き就農相談から就農まで、県及びJA等と連携し支援を行います。

② 集落営農への支援

農業の担い手が減少し高齢化が進むなか、将来にわたり農業を継続できる担い手の育成・確保を図るために、高齢農家や小規模農家等を含めた多くの農家が参加し、集落の資源（農地、機械、施設、労働力）を有効的に活用できる営農組織の組織化に向け、集落リーダーの育成、集落営農の理解促進、集落ビジョン作成等の支援を行います。

③ 農地流動化*²対策の推進

農業者の高齢化、担い手不足等により遊休農地が増加する中で、その削減のため、また、農業経営の効率化を図るためにも、新規就農者等の多様な担い手への貸し借りによる農地の流動化（利用集積）を推進します。

施策目標

指標名	指標の説明	平成29年度	平成34年度
認定農業者	認定者数（累計）	90人	106人
新規就農者	新規就農者数（H25から累計）	4人	7人
営農集団	発足数	0集団	1集団



分野 ② 商工業

基本目標 VI 地域の活力を生かした村づくり

施策 46 商業の支援

施策の目的

購買方法の多様化や顧客の減少など、経営環境の変化に対応するため、親しまれる商店づくりやイベント等の支援を通して地域商業活性化を目指します。

施策の現状

現在は商工会を中心に、経営相談や税務講習会、地域活性化のイベントや買い物に応じたポイント制度など、地域に根ざした活動を展開しています。

しかし、商店経営者の高齢化や後継者不足、購買方法の多様化、顧客減少等から店舗数の減少傾向が見受けられます。

また、大型ドラッグストアの出店に伴う商業活動の変化も現れています。

施策の課題

村内の地域商業は年々小売店の廃業等により衰退しており、高齢者の買い物など一部不便な地域が見られることから、デマンド交通システムのさらなる利用促進や、宅配システム・移動販売の導入など、消費者が利用しやすいサービスが求められています。

また、今後も大型店との競合や売上高・客数の減少、後継者問題により廃業店の増加が懸念されています。

主な取り組み

① 親しまれる商店づくりの支援

個人事業者へ内部環境の改善への支援強化を推進するとともに、魅力ある買い物の場を創出するため、店舗の集団化を関係者と検討します。

② 商工会によるイベントの支援

イベント等の開催により、生産者・販売者・消費者との結びつきを強め、地元へ愛着が生まれるような地域活性化のための取り組みを支援します。

③ 買い物弱者への支援

移動販売やデマンド交通を活用した商店までの「お出かけ支援サービス」など送迎サービスの検討を各関係機関と協力し行います。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
デマンド交通利用	デマンド交通利用者数 (一般利用者数/日)	16.8人	20.2人



分野 ② 商工業

基本目標 VI 地域の活力を生かした村づくり

施策 47 企業誘致と雇用の確保

施策の目的

雇用の創出を図り、地域経済活性化・若者の流出抑制・定住人口増を実現するため、オーダーメイドの企業誘致を推進します。

施策の現状

第三工業団地に企業が進出して以来、平成27年に金属製品製造企業2社が新たに操業を開始し、地域経済や雇用機会の創出が図られました。

さらに若者の定住促進や村へのUターンを呼び込むため、継続的に企業立地セールスや正社員雇用の促進啓発を行っています。

施策の課題

今後も限りある村土を有効活用し、新たな企業誘致、企業の更なる事業拡張に結びつくよう、オーダーメイド型の支援を継続する必要があります。

また、進出している既存企業との連携強化を図り、関連企業の立地促進に取り組めます。雇用環境の変化に伴い、企業では人手不足の状況もでており、雇用のミスマッチ解消と求職者の掘り起しが課題となっています。

主な取り組み

① 企業誘致の推進

企業の各種手続きの負担軽減を図るとともに、誘致の働きかけや立地に係る相談開始から創業後のアフターフォローまで、企業誘致のコンシェルジュとして各企業のニーズに迅速に対応できるよう体制の整備を推進します。

② 情報発信の実施

設備投資を検討している企業に対し、村の魅力や立地するメリット、誘致に対する村の熱意を伝えるために、積極的な企業訪問を行います。

また、企業誘致担当課職員による情報の収集や、誘致に係る情報の提供を積極的に進めます。

③ 新卒者等の雇用創出

新規学校卒業者の地元での就職希望に応えるため、村内企業に対し、積極的な採用について働きかけます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
企業訪問	村内企業（年間）	1回	2回



分野 ③ 観光

基本目標 VI 地域の活力を生かした村づくり

施策 48 観光基盤の整備

施策の目的

童里夢公園なかじま等の地域資源を引続き県内の広域観光ルートに組み込みPRしていくとともに、村特産品の開発を進め知名度のアップを目指します。

施策の現状

村内に知名度の高い観光スポットが少なく、観光客の誘致が難しいのが現状です。村の指定文化財である汗かき地蔵についても誘客を見込めるまでに至っていません。

新たに村のイメージキャラクターとして作成された「なかじぞうさん」を活用した村のPR活動は積極的に行われており、村のイメージアップに貢献しています。

施策の課題

村の観光資源である童里夢公園、汗かき地蔵の整備・充実が求められています。

童里夢公園内では農産物直売所 KIRASSHE（きらっしえ）が営業しており、誘客が図られていますが、さらに魅力あるコンテンツの開発が求められています。

汗かき地蔵は村指定文化財であると同時に福島遺産100選^{*1}にも選ばれていることから、広くPRして知名度を上げていく必要があります。

【福島遺産100選^{*1}】平成17年福島民友新聞社が福島県の「宝」をアンケートをもとに選出した。

【交流人口^{*2}】さまざまな目的でその地域を訪れる人々のこと（⇔定住人口）。

主な取り組み

① 観光スポットの充実

観光振興により交流人口*2の拡大を図るため、観光スポット、観光ルートの整備、自然体験や農家民宿などの発掘・磨き上げを進めるとともに、県南地方で連携して地域の魅力を発信し、地域の活性化に努めます。

② 観光特産品の開発

特産品開発やものづくりを目指す団体等と連携し、消費者のニーズに合った、継続的な販売につながる、地域資源を活かした付加価値の高い地域特産品の開発と育成を推進します。

③ イメージキャラクターの活用

中島村をイメージするキャラクター「なかじぞうさん」を活用し、さらに村のイメージアップを図ります。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
観光入込客数	中島村試算（年間）	34,000人	40,000人



分野 ④ 地域資源

基本目標 VI 地域の活力を生かした村づくり

施策 49 景観形成

施策の目的

村の資源である緑化木を生かした景観形成に努め、それぞれの地域の特性を生かしながら、新たな農村景観を創出し、うるおいのある村づくりを推進します。

施策の現状

中島村は古くから高い生産技術に支えられた苗木の産地として発展してきました。また、全村公園化計画に基づき、花と緑化木の村づくりを推進するため、生垣の整備に対する補助や、新築や出生への記念樹交付により緑豊かな美しい自然景観づくりを進めています。

さらに各地区で道路脇へ花の植栽を行い四季を彩る自然景観の保全育成も進められています。

施策の課題

美しく整備された庭や公園は、見る人の心に落ち着きと安らぎを与えます。現代は物の豊かさだけでなく心の豊かさも求められていることから、いままで以上に中島村らしい美しい景観づくりに努めることが課題です。

また、田園景観を保全するために耕作放棄地の増加を抑えて、農地が適切に利用される環境を形成していく必要があります。

主な取り組み

① 村内の景観整備

日常生活空間である住宅地においては、生活環境の向上や魅力的な地域づくりとして、村の地域資源である緑化木を用いた家庭の庭の整備や生活道路の花いっぱい運動等のイベントを支援し、美しいまち並景観の維持に努めます。

また、景観の維持や水源涵養に重要な役割を果たす山林の荒廃が進まないよう、保全に努めます。

施策目標

指標名	指標の説明	平成28年度	平成34年度
生垣整備事業	生垣申請者（年間件数）	3件	5件

中島村総合開発審議会条例

昭和48年12月27日条例第24号

改正

平成5年3月22日条例第10号

平成20年3月11日条例第9号

中島村総合開発審議会条例

(設置)

第1条 中島村の総合開発が調和と均衡を保ちつつ、円滑に推進されるための村長の諮問に答える機関として、中島村総合開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 中島村総合振興計画に関し必要な事項
- (2) 中島村国土利用計画に関し必要な事項
- (3) 白河地方広域市町村圏計画に関し必要な事項
- (4) 農業振興地域の整備に関し必要な事項
- (5) 農村地域工業導入に関し必要な事項
- (6) その他中島村の開発に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 村内各種団体、機関の長
- (3) 一般村民

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会は、特別の事項を審議するため必要あるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は村長が委嘱する。

3 臨時委員は当該事項に関する審議が終了したときは、その任期を終る。

(会長)

第5条 審議会に会長をおき、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(幹事)

第6条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は村職員の中から村長が任命する。
- 3 幹事は村長の命を受け審議会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐し、庶務を行う。
(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び当該議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年3月22日条例第10号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月11日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

中島村総合振興計画策定推進調整会議設置要綱

平成24年4月27日訓令第19号

中島村総合振興計画策定推進調整会議設置要綱

(目的)

第1条 中島村総合振興計画を効果的かつ円滑に策定するため、中島村総合振興計画策定推進調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について検討協議する。

- (1) 中島村総合開発審議会に諮る中島村総合振興計画に関する事項。
- (2) 中島村総合振興計画基本構想及び基本計画策定に関すること。
- (3) 中島村総合振興計画基本構想及び基本計画策定推進に関すること。

(構成)

第3条 調整会議は、副村長、教育長及び課長等の職にあるものをもって構成する。

2 調整会議に議長を置き、副村長をもって充てる。

(策定委員会)

第4条 調整会議に事務的な事項を調査協議させる策定委員会を置く。

- 2 策定委員会は、調整会議の構成員が所属職員の中から指名した者をもって構成する。
- 3 策定委員会に委員長を置き、企画振興係長をもって充てる。
- 4 策定委員会は、特定事項について関係ある職員のみで開催することができる。

(会議)

第5条 調整会議は副村長が招集し、議長がこれを主宰する。

2 策定委員会は企画振興課長が招集し、委員長がこれを主宰する。

(庶務)

第6条 調整会議に関する庶務は、企画振興課において行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は村長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

諮問書・答申書

29中企第518号

平成30年4月6日

中島村総合開発審議会会長 赤坂貞夫様

中島村長 加藤幸一

中島村第5次総合振興計画後期基本計画（案）について（諮問）

中島村総合振興計画事業評価実施要綱第5条の規定に基づき「中島村第5次総合振興計画後期基本計画（案）」について、貴審議会の意見を求めます。

平成30年4月7日

中島村長 加藤幸一様

中島村総合開発審議会会長 赤坂貞夫

中島村第5次総合振興計画後期基本計画について（答申）

平成30年4月6日付けで諮問のありました「中島村第5次総合振興計画後期基本計画（案）」については、審議の結果適当と認めることを答申します。

なお、この計画に基づく施策の実施等にあたっては、下記の事項に格別の配慮を払われるよう要望します。

記

1. 農業経営支援のため、青色申告を村側としても推奨してほしい。
2. デマンド交通のさらなる利用増のための施策の実施を要望する。

中島村第5次総合振興計画後期基本計画

発行 福島県中島村

発行日 平成30年6月

編集 中島村役場企画振興課

〒961-0192 福島県西白河郡中島村大字滑津字中島西11-1

